

文化審議会第4期博物館部会（第1回）

議 事 次 第

日 時：令和4年5月20日（金）10：00～12：00

場 所：文部科学省庁舎（東館）17F1会議室

議 題：

1. 部会長の選任等
2. 博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方について
3. 博物館の登録・指定に関する留意事項について
4. その他

資 料：

- 資料1 文化審議会関係資料
- 資料2 文化審議会博物館部会関係資料
- 資料3 博物館部会における当面の検討事項
- 資料4 博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方
- 資料5 博物館の登録・指定に関する留意事項
- 資料6 今後のスケジュール（予定）

参考資料1 博物館法の一部を改正する法律について

参考資料2 博物館法の一部を改正する法律の公布について（令和4年4月15日付文化庁次長通知）

参考資料3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

参考資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年文部科学省告示第165号）

参考資料5 新たな登録基準案（平成29年公益財団法人日本博物館協会報告書より抜粋）

参考資料6 英国における博物館認定標準関係資料

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

文化経済部会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

第 2 2 期文化審議会委員名簿

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

いのうえ ゆりこ 井上由里子	一橋大学大学院教授
いわさき まさみ 岩崎まさみ	北海学園大学開発研究所特別研究員
おきもり たくや 沖森 卓也	二松学舎大学特別招聘教授，立教大学名誉教授
かわしま のぶこ 河島 伸子	同志社大学教授
こうの やすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
さとう まこと 佐藤 信	東京大学名誉教授，横浜市歴史博物館長，くまもと文学・歴史館長
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	国立文化財機構理事長，九州国立博物館長
しまだ のりこ 島田 徳子	武蔵野大学グローバル学部教授
ちやえん しげき 茶園 成樹	大阪大学大学院教授
なかえ ゆり 中江 有里	俳優，作家
にしおか ようこ 西岡 陽子	大阪芸術大学教授
はまだ まり 浜田 麻里	京都教育大学教授
ふじい けいすけ 藤井 恵介	東京大学名誉教授
まつだ あきら 松田 陽	東京大学准教授
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学教授
わたなべ としゆき 渡辺 俊幸	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会理事，洗足学園音楽大学客員教授

※任期は令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 1 年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会概要

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術基本法、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構成

- (1) 委員30人以内、任期1年(再任可)
- (2) 次の4つの分科会を設置する。

名称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文化財分科会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文化功労者選考分科会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

4. 最近の主な答申

- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成27年4月16日)
- 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」(平成28年11月17日)
- 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年12月8日)
- 「文化芸術推進基本計画(第1期)について」(平成30年2月16日)
- 「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」(令和2年12月)
- 「博物館法制度の今後の在り方について」(令和3年12月)

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
 - 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に必要なる事項については、政令で定める。

附則

（文化審議会の所掌事務の特例）

- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所 掌 事 務

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五條第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四條第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五十三條の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六條 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2

(議事)

- 第七條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第九條 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

- 第十條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五條第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令 (平成十二年政令第二百八十一号) 第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

- (総則)
- 第一条 文化審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (会議の招集等)
- 第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

- (分科会)
- 第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。
- 2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。)
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項及び著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)(第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前二項に規定する事項については分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。
- (部会)
- 第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。
- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならぬ。

5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定)
 (平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件（ただし、文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。）
 - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(その他)

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、各分科会及び部会において決定するものとする。

博物館部会の設置について

令和4年4月12日

文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、博物館部会を設置する。

2 調査審議事項

- （1）博物館の振興に関する事項について
- （2）その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会第4期博物館部会委員名簿

(令和4年4月現在)

(正委員)

しまたに 島谷	ひろゆき 弘幸	九州国立博物館館長
おおした 太下	よしゆき 義之	文化政策研究者、同志社大学教授

(臨時委員)

いでみつ 出光	さちこ 佐千子	青山学院大学比較芸術学科准教授、 公益財団法人出光美術館館長
こばやし 小林	まり 真理	東京大学教授
ささき 佐々木	ひでひこ 秀彦	アーツカウンシル東京企画部企画課長（東京都 歴史文化財団本部）
はしもと 橋本	まり 麻里	公益財団法人永青文庫副館長
はまだ 浜田	ひろあき 弘明	桜美林大学教授
はら 原	ままこ 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 （文化財調査担当）
はんだ 半田	まさゆき 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事

文化審議会博物館部会運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定） 第四条第五項の規定に基づき、文化審議会博物館部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

文化審議会博物館部会の会議の公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会博物館部会の会議の公開については、文化審議会博物館部会運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

博物館部会における当面の検討事項

1. 都道府県・指定都市教育委員会が、登録に係る審査基準を定めるに当たり参酌する基準の基本的な考え方について（新博物館法第13条第2項）

（検討事項例）

- ・ 博物館資料の収集・保管、展示、調査研究を行う体制に係る基準
- ・ 学芸員その他の職員の配置に係る基準
- ・ 施設及び設備に係る基準

2. 上記1のほか、登録及び指定に際しての留意事項等について

（検討事項例）

- ・ 博物館の設置主体の要件（第13条第1項第1号）
- ・ 登録審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方（第13条第3項等）
- ・ 登録の実施等の公表の在り方（第14条第2項等）
- ・ 登録された博物館に関する手続きの在り方（第16条～第20条）
 - ※ 例：定期報告、教委の求めによる報告・資料提出、勧告及び命令、取消し、廃止
- ・ 指定施設の指定・取消し・経過措置等（第31条）

3. 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開、その他博物館活動・業務のDX化について

（検討事項例）

- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開の意義と課題
- ・ デジタル・データを公開・展示する博物館を登録・指定する際の留意事項
- ・ 博物館活動・業務全体のDX化の重要性

4. 登録・指定された博物館に対するインセンティブについて

（検討事項例）

- ・ 信用と知名度の向上策（登録・指定のロゴ作成やキャンペーンの実施など）
- ・ 法制度・税制上・予算上の優遇措置

5. 博物館の業務を担う人材の確保や資質の向上について（学芸員補の資格を与えるべき者（第6条第2号）の要件を含む。）

6. その他、学芸員の資格要件の在り方など、「博物館制度の今後のあり方について」（文化審議会答申）において中長期的な課題とされた事項等について

博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方（案）

■新博物館法第13条（抜粋）

- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（1）博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の基本的な運営方針が定められ、公益性が確保されているか
- ・ 博物館資料の収集・管理の方針が定められ、目録が作成されているか
- ・ 博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか

（2）学芸員その他の職員の配置

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているか
- ・ 扱われる博物館資料についての専門性を持った学芸員が置かれているか
- ・ 博物館の職員に対する研修など能力向上の機会が確保されているか

（3）施設及び設備

（考え方の方向性）

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行う施設設備があるか
- ・ 防災や防犯の観点から必要な対応がなされているか
- ・ 使用言語や障害の有無など、多様な人々が利用できるよう対応がなされているか

博物館が最低限備えるべき要件として、これらの観点から、都道府県等の教育委員会が参酌すべき基準として文部科学省令を大綱的に定めるとともに、登録基準を超えたこれからの「望ましい博物館の姿」についても、現行の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と同様、文部科学大臣告示によって示すことで博物館の質の向上につなげてはどうか。

博物館の登録・指定に関する留意事項（案）

- 新博物館法に基づく登録の実務や博物館の運営等に際して、具体的な考え方を示す必要がある事項については、以下のような考え方に基づき示すこととしてはどうか。

（1）地方公共団体等以外の法人が博物館を設置しようとするときの要件

■新博物館法第13条第1項第1号 ロ（抜粋）

- (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
- (2) 担当役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
- (3) 担当役員が社会的信望を有すること

- ・ 法人の「経済的基礎」については、博物館の事業に関する収支の計画（すでに実績がある場合は実績を含む。）の提出を求めるとともに、会社更生法による更生手続きの中にないことを申告させる等により確認すること
- ・ 役員「知識又は経験」及び「社会的信望」については、役員の履歴書等の提出を求めるとともに、反社会的勢力との関係がないことを申告させる等により確認すること

※ 書面や資料の提出が過重な負担とならないよう配慮することが求められること

（2）博物館の登録に係る審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方

■新博物館法第13条第3項（抜粋）

- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- ・ 申請中の博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者の意見を聴くことが求められること
- ・ 必ずしも学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 意見を聴取する回数や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、文化庁において都道府県の状況等を聞き取りつつ、望ましい形式を示す予定であること

(3) 博物館の登録を行った際の公表の在り方

■新博物館法第14条第2項（抜粋）

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- ・ 博物館を登録したときに公表することとしている趣旨は、博物館の利用者や、資料の寄贈や寄託を行おうとする者の便宜にかなう点にあり、法定されている事項（設置者及び博物館の名称・所在地）以外の情報も積極的に公表することが望ましいこと
- ・ 公表の方法や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、インターネットの利用をはじめとして、情報への簡便なアクセスを可能とする方法が望ましいこと。また、利用者等の便宜の観点からは、登録した博物館をリストとして示すなど、一覧性をもった公表を行うことが望ましいこと
- ・ 登録した都道府県の責任の下、登録された博物館の情報が公表されることで、当該博物館や博物館の登録制度自体の信頼の向上に資することが期待されること

(4) 登録された博物館に関する手続きの在り方

- 新博物館法第16条（博物館による都道府県の教育委員会への定期報告）、
第17条（都道府県の教育委員会による報告又は資料の提出の求め）、
第18条（都道府県の教育委員会による勧告及び命令）、
第19条（都道府県の教育委員会による登録の取消し）
第20条（博物館を廃止した際の届出）

- ・ 博物館による都道府県の教育委員会への定期報告の頻度や形式、報告内容については、各都道府県の教育委員会が状況に応じて定めることとなるが、必ずしも、登録の申請の際に求めた情報を毎年度報告するよう求める必要はないこと（具体的には、文化庁において望ましい在り方を示す予定であること）
- ・ 都道府県の教育委員会が、博物館に対する勧告・命令を行うとき、博物館の登録を取り消すときには、学識経験者の意見を聴かなければならないこととされているが、登録の際の意見聴取と同様、必ずしも合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の取消しの規定は、登録の際の基準を満たさなくなったことをもって、ただちに登録の取消しを行うべきことを意図するものではなく、勧告等を通じて博物館の運営の改善を促すことがその本旨であること

(5) 指定施設の指定・取消しに関する考え方及び経過措置の在り方

■新博物館法第31条（抜粋）

第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一～三 （略）

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

■附則第2条（抜粋）

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている（略）博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす

- ・ 博物館に相当する施設として指定するか否かの判断に当たっては、博物館の登録基準に準ずることを基本としつつ、設置主体を問わない（国や独立行政法人、個人立でも指定することができる）ことや、学芸員の必置を求めないこと、博物館よりも少ない開館日数を認めること等について、文部科学省令で規定すること
- ・ 指定施設の指定を取り消すことができる事由については、法定されている登録の取消しをすることができる事由に準じて、文部科学省令で規定すること
- ・ 改正法の附則の規定により、旧博物館法に基づく指定を受けている施設が、新博物館法による指定を受けたものとみなされる期間は、博物館の登録に関するみなし規定の適用期間が5年間であることを踏まえ、同じく5年間とすること

OSAKA MUSEUMS

大阪市の博物館、美術館の展覧会やイベントなどの関連行事、文化財に関する情報を、ポスター画像などと合わせて発信。

情報を掲載する博物館

- ・大阪歴史博物館
- ・大阪城天守閣
- ・大阪市立自然史博物館
- ・大阪市立美術館
- ・大阪市立東洋陶磁美術館
- ・大阪市文化財協会
- ・大阪市立科学館
- ・天王寺動物園
- ・大阪中之島美術館
- ・大阪くらしの今昔館



ポータルサイトの他にSNS、パンフレットの発行などにより、魅力ある事業の情報発信に取り組んでいる。

(出典) <https://museums.ocm.osaka/>

北海道教育委員会

北海道、青森県、岩手県、秋田県の美術館と博物館の情報をまとめたポータルサイト。各館の基礎情報、展覧会情報の他に、掲載館相互の連携事業についても紹介する。

情報を掲載する博物館等

- ・北海道博物館、各県立博物館 他
- ・AOMORI GOKAN
(青森アートミュージアム5館連携協議会による青森のアートの魅力発信のための事業) 他

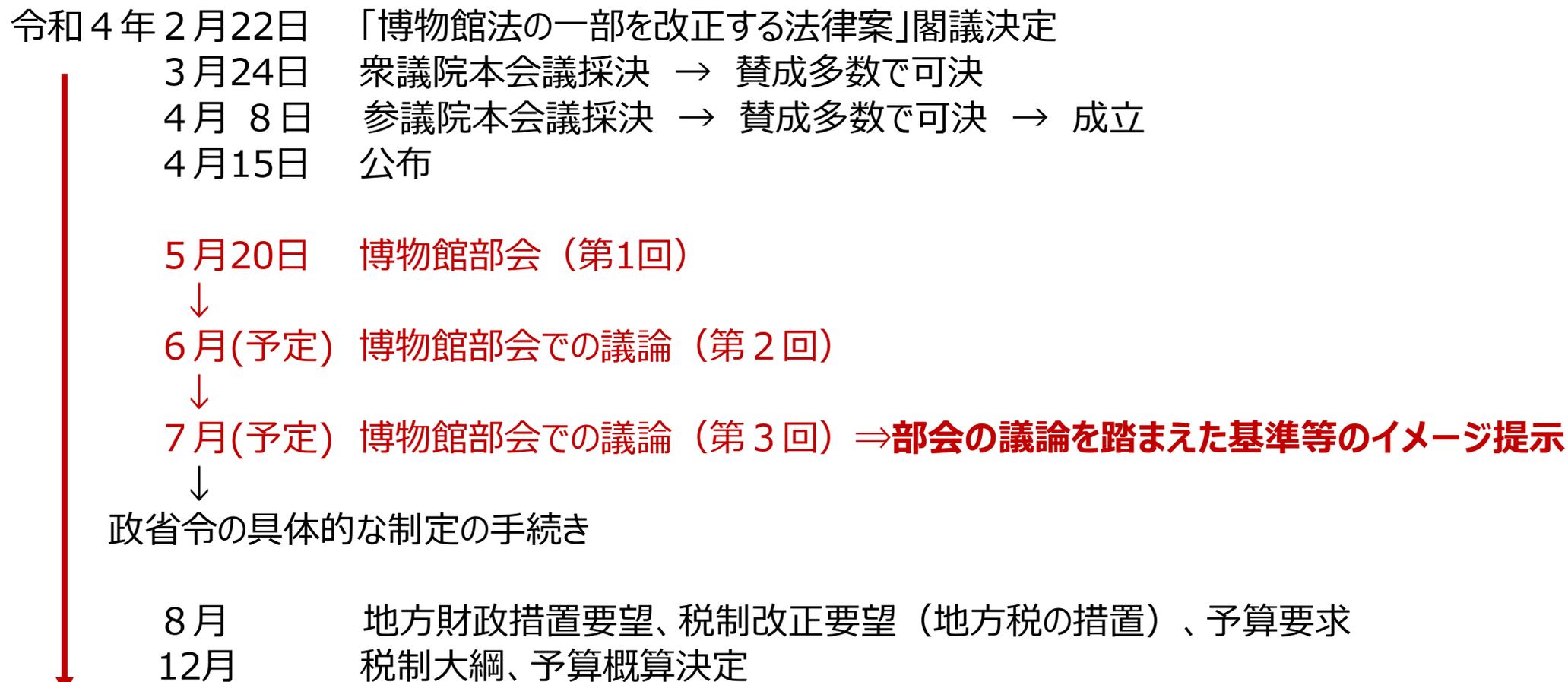


・このほか、以下 24 府県の府県団体では府県内の博物館を紹介するポータルが存在

(文化庁調べ)

- 茨城県博物館協会
- 栃木県博物館協会
- 群馬県博物館連絡協議会
- 埼玉県博物館連絡協議会
- 千葉県博物館協会
- 神奈川県博物館協会
- 富山県博物館協会
- 福井県博物館協議会
- ミュージアム甲斐ネットワーク(山梨)
- 長野県博物館協議会
- 静岡県博物館協会
- 愛知県博物館協会
- 滋賀県博物館協議会
- 京都府ミュージアムフォーラム
- 兵庫県博物館協会
- 鳥取県ミュージアムネットワーク
- 山口県博物館協会
- 愛媛県博物館協会
- 徳島県博物館協議会
- こうちミュージアムネットワーク
- 福岡県博物館協議会
- 熊本県総合博物館ネットワーク
- 大分県博物館協議会
- 鹿児島県博物館協会

今後のスケジュール（予定）



令和5年4月1日 改正博物館法施行

5年間は法改正前に登録を受けていた博物館は登録を受けているものとみなされる

令和10年3月31日

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- 社会教育施設として、資料の
 - ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究を行う機関
- 博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- 学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

● 設置形態の多様化

- 約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- 地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- 文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）²¹

令和4年度の博物館法改正のポイント

- **すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善**することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、**博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携**を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：外形的な基準に基づき審査

法律上の目的を達成するために必要な

- ① 博物館資料があること
- ② 学芸員その他の職員を有すること
- ③ 建物及び土地があること
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、株式会社、
社会福祉法人等は
対象外

活動の質や公益性を
担保し、向上を促す
ことができていない

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査

対象：設置者による限定なし

その他の施設（博物館類似施設）

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
(**国・独法以外の設置者はすべて対象**に)

審査：活動内容の質等について実質的に審査

- ・設置者の経済的基礎・社会的信望
 - ・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制*
 - ・学芸員等の職員の配置*
 - ・事業を行うにふさわしい施設や設備*
 - ・一年を通じて150日以上開館すること
- (※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定)

【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定

対象：設置者による限定なし

その他の施設

博物館法の改正による「底上げ」と「盛り立て」

1. 博物館事業の見直し

○博物館資料のデジタル・アーカイブ化を明確化

新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題への対応

○成果の活用、関係機関との連携協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

多様化する地域課題等への効率的・効果的な対応

2. 設置主体の見直し

	登録博物館	指定施設	その他施設
登録要件 (設置主体)	地方公共団体 一般（公益） 社団・財団法人、宗教法人 等 + 地方独立行政法人や会社等の民間の法人に対象を拡大 設置主体の多様化への対応	制限なし ↓ 引き続き制限なし	
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等 + 博物館としての活動も考慮 博物館運営の改善・向上への寄与	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等 ↓ 登録要件の改正踏まえ検討 (省令・教育委員会規程での規定)	法律上の位置付けなし (社会教育調査上の分類)
予算	博物館機能強化推進事業（新規予算・4.2億円） 他		
メリット	○固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用 ○特別交付税の申請が可能 ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能	(措置無し) (措置無し) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能	23 -

株式会社



(出典)
<https://www.mori.art.museum/jp>

○森美術館
 開館：2003年
 設置：森ビル株式会社
 「国際性」と「現代性」を追求し、現代アートを中心に建築やデザイン等、世界各地の先鋭的な創造活動を独自の視点で紹介。コレクションは日本とアジア太平洋地域の現代美術に焦点を当てている。



(出典)
<https://www.enosu.com/>

○新江ノ島水族館
 開館：2004年
 設置：株式会社新江ノ島水族館
 「相模湾と太平洋」と「生物」を基本テーマとする。JAMSTECとの共同研究による展示コーナー、皇族の海洋生物研究成果の展示コーナーも設置している。



(出典)
<https://www.tsumura.co.jp/hellotsumura/>

○ツムラ漢方記念館
 開館：2008年(リニューアル)
 設置：株式会社ツムラ
 漢方・生薬に特化した記念館として、漢方の歴史、生薬の標本、最新の研究発表を展示。漢方製薬の製造工程や品質管理まで、専門スタッフが案内を行う。主に医療関係者を対象に公開。

学校法人



(出典)
<https://www.meiji.ac.jp/museum/>

○明治大学博物館
 開館：2004年
 昭和4年に刑事博物館、昭和26年に商品陳列館、翌年に考古学陳列館が相次いで開館し、2004年に現在の形で新装開館。法令文書、刑罰道具、石器、土器等の考古学研究室の研究成果等を展示。



(出典)
<https://www.waseda.jp/enpaku/>

○早稲田大学坪内博士記念演劇博物館
 開館：1928年
 昭和3年に坪内逍遙博士が古稀の齢に達し、シェークスピア全集の翻訳が完成したことを機に建設。図書、演劇資料、芝居絵、舞台写真等、古代から現代にいたる演劇・芸能、民俗芸能及びシェークスピアについての展示を行う。



(出典)
<https://www.tamabi.ac.jp/museum/>

○多摩美術大学美術館
 開館：1982年
 大学院開設に伴う教育施設の拡充の一環として附属美術参考史料館の名で図書館内に併設されたのち、2000年から現在の名称で開館。古今東西の美術品、考古学資料、デザイン資料を収蔵。卒業生、在校生等の作品による企画展も実施している。

社会福祉法人



○ボーダーレス・アートミュージアムNO-MA
 開館：2004年
 設置：社会福祉法人グロー
 日本初のアール・ブリュットの展示を目的とした美術館。開館前からアール・ブリュットの作家の発掘に取り組み、日本、アジア地域の420名の作家の作品調査を行っている。

(出典) <https://www.no-ma.jp/>

地方独立行政法人



○大阪市立自然史博物館
 開館：1974年
 設置：地方独立行政法人大阪市博物館機構
 前身の大阪市立自然科学博物館は1950年開館。動物・昆虫・植物・地史・第四紀の各分野の標本約140万点及び関連する図書資料17万点を収蔵。2019年に大阪市の指定管理から地独の設置・運営となった。

(出典) <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展
Collecting an Ough
Gauguin's Masterpiece

【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネ
とフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年
12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる。**登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶
(金森宗七 制作)
公開館：東京国立近代美術館
(国立工芸館)
出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能。**

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、その営利を目的としない事業として、**図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。**また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。 25

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置(令和3年度)

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

事業概要

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 補助額・率：

①地域課題対応支援事業	上限 5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	上限 20百万円
- 事業期間：令和4年度～

①地域課題対応支援事業（5百万円上限）

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須



【取組の例】

- 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- 少子化・子育て支援に対応した取組や未来を担う人材育成にかかる取組
- 地域課題解決に向けた多世代の学びの創出にかかる取組
- 社会包摂（孤立・孤独対策を含む。）や多文化共生を促進する取組
- 持続可能な社会の実現（地球温暖化・地域の環境破壊等への対応を含む。）に向けた取組
- 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組
- 地域の文化・自然・産業資源を生かした観光振興・産業振興に資する取組
- 国際交流・国際発信による地域活性化に資する取組
- デジタル技術等の先進技術を用いた新たな鑑賞・体験・学習モデルの創造によるコミュニケーション活性化の取組
- 実物に触れる感動の醸成による地域資源・博物館資源の価値向上（地域ブランドの向上）と新たな知の共有にかかる取組
- その他の社会的・地域的な課題に対応し、地域における博物館の機能強化の推進に資する取組

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業（20百万円上限）

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



【取組の例】

- 博物館資源の活用・応用による社会的・地域的な課題への対応
- 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への対応
- 人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- 博物館の社会的価値・便益や国際的価値の創造・向上
- 経営課題への対応
- デジタルアーカイブやコンテンツ等の連携・共有による課題対応
- 国際的ネットワークの構築による課題対応
- 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- その他の課題対応のためのネットワークの形成を通じた博物館の機能強化の推進に資する取組

- ・多様な主体と連携して地域的・社会的課題を解決するなど、博物館が**社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められていること。**
- ・国際博物館会議で決議された「**文化をつなぐミュージアム**」の**理念の徹底の重要性**と今回の改正法の規定(第3条第3項等)との関係
- ・**デジタル・アーカイブ化とその公開の加速**
- ・**登録の審査基準**(今後文化審議会において審議の上、文部科学省令等を制定)、**登録を促すメリットやインセンティブの重要性**(知名度・信用の向上、税制や法律上の優遇措置、文化庁による予算上の支援等)
- ・**館長や学芸員をはじめ博物館の職員に対する研修の重要性**
- ・**学芸員の資格要件の見直しが改正法に盛り込まれなかった理由と学芸員の処遇改善**(社会的地位の向上、雇用の安定等)
- ・**国立博物館・美術館の博物館法上の位置付け**(登録の対象ではなく指定施設とされたこと、ナショナルセンター的機能等)
- ・**障害のある方々の作品創造・展示の機会の増大、施設や展示手法のバリアフリー化**
- ・**学芸員の男女率と比べて、館長に占める女性の割合が相対的に低いことから、性別にかかわらず、各館の課題や特色を踏まえた人材の登用**

博物館法における博物館の入館料に係る規定について

- 博物館法第23条においては、公立博物館（地方公共団体が設置する登録博物館）は、入館料等を徴収してはならないとされており、同条は、博物館法制定当時（昭和26年）、社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには、無料公開するべきであるという考えのもと置かれたもの。
- 一方、博物館法制定当時においても、入館料が収入の相当部分を占めている博物館があった状況も踏まえ、同条ただし書において、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄。今回の法改正でもこの点に変更はない。
- 平成29年時点でも約8割の公立博物館が入館料を徴収している。なお、私立博物館（社団・財団法人や宗教法人等が設置する登録博物館）については、入館料等に係る規定はない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

【参考】平成29年度間における登録博物館の入館料の状況（平成30年度社会教育調査より）

	公立博物館	私立博物館
入館料あり	465館（78%）	282館（93%）
入館料なし	132館（22%）	21館（7%）
計	597館	303館

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○イコム職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

施設名(国、都市)	入場料金	無料措置
ルーブル美術館(フランス・パリ)	●大人: 17€ (2,190円)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18~25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00~21:45
大英博物館(イギリス、ロンドン)		無料
メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ●大人: 25\$ (2,844円) ●シニア(65歳以上): 17\$ (1,934円) ●学生: 12\$ (1,365円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳以下
中国国家博物館(中国、北京)		無料

4 文庁第 2 5 6 号
令和 4 年 4 月 1 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
日本芸術院長
各文部科学省所管独立行政法人の長
公益財団法人日本博物館協会会長
全国美術館会議会長

文化庁次長
杉浦 久弘

博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第 208 回国会（常会）において博物館法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 15 日に、令和 4 年法律第 24 号として公布されました。

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）は、博物館を社会教育施設として位置づけ、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきました。その一方で、法の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は多様化・高度化しています。例えば、平成 29 年に改正された文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）や、令和元年の国際博物館会議（ICOM: アイコム）京都大会において示された「文化をつなぐミュージアム」の理念に表されるように、博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになって

きました。また、新型コロナウイルス感染症の影響の下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まっています。

改正法は、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための所要の改正を行うものであり、一部を除き令和5年4月1日に施行することとされています。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いいたします。また、文化芸術基本法及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、文化庁においては、博物館の登録に係る審査の基準の策定に当たり参酌すべき文部科学省令等について今後整備を行うこととしており、当該省令等によって定められる事項の詳細については、追って通知する予定です。

<添付資料>

- 別添1 博物館法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）
- 別添3 博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表

記

第1 法律の概要

1 法律の目的

- (1) 博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基づくことを追加すること（第1条関係）

2 博物館の定義

- (1) 博物館の定義について、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限ることとしていた規定を改め、これら以外の法人が設置するものであっても、8に示す登録を受けたものについては博物館とすること（第2条第2項関係）

- (2) 博物館のうち、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを「公立博物館」とし、それ以外のものを「私立博物館」とすること（第2条第2項～第3項関係）

3 博物館の事業

- (1) 博物館が行う事業に、①博物館資料に係る電磁的記録を作成（デジタル・アーカイブ化）し、公開すること、②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成・研修を行うことを追加すること（第3条第1項第3号及び第11号関係）

4 他の博物館等との協力等

- (1) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物や情報の交換等の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第3条第2項関係）
- (2) 博物館は、その事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする（第3条第3項関係）

5 学芸員補の資格要件

- (1) 学芸員補となる資格を有する者について、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とすること（第6条関係）

6 館長等に対する研修

- (1) 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対して、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること（第7条関係）

7 登録の申請

- (1) 博物館の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次の事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならないこと（第12条第1項関係）
 - (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
 - (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める事項

- (2) 上記の登録申請書には、次の書類を添付しなければならないこと（第12条第2項関係）
 - (ア) 博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織等の博物館の運営上必要な事項を定めたもの（館則）の写し
 - (イ) 8に示す登録の基準に適合していることを示す書類
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める書類

8 登録の基準等

- (1) 都道府県の教育委員会は、登録について申請されている博物館が次の(ア)～(カ)のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館を登録しなければならないこと（第13条第1項関係）
 - (ア) 当該申請に係る博物館の設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人であるか、次の要件をすべて満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）であること（第13条第1項第1号関係）
 - (一) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
 - (二) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
 - (三) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること
 - (イ) 当該申請に係る博物館の設置者が、10(4)に示すところにより登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと（第13条第1項第2号関係）
 - (ウ) 博物館資料の収集・保管・展示や、博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第3号関係）
 - (エ) 学芸員等の職員の配置が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第4号関係）
 - (オ) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第5号関係）
 - (カ) 一年を通じて150日以上開館すること（第13条第1項第6号関係）
- (2) 都道府県の教育委員会が、前記8(1)の(ウ)から(オ)の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

ること（第13条第2項関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第13条第3項関係）

9 博物館の登録手続

- (1) 博物館の登録は、都道府県の教育委員会が、次の事項を博物館登録原簿に記載して行うものとする（第14条第1項関係）

- (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
- (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
- (ウ) 登録の年月日

- (2) 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前記9(1)の(ア)～(ウ)の事項をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第14条第2項関係）

- (3) 博物館の設置者は、登録された博物館の設置者の名称・住所や、博物館の名称・所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこと。
また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、登録事項の変更登録を行い、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第15条関係）

10 登録された博物館に係る手続

- (1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に都道府県の教育委員会に報告しなければならないこと（第16条関係）

- (2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする（第17条関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。また、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
それらの勧告・命令を行うに当たっては、あらかじめ、博物館に関し

学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第 18 条関係）

- (4) 都道府県の教育委員会は、登録した博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができること（第 19 条第 1 項関係）
- (ア) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
 - (イ) 前記 9（3）の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - (ウ) 前記 10（1）の報告の義務に違反したとき
 - (エ) 前記 10（2）の都道府県の教育委員会の求めによる報告・資料の提出をせず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき
 - (オ) 前記 10（3）の命令に違反したとき
- (5) 都道府県の教育委員会は、博物館の登録を取り消すときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととし、登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該博物館の設置者に通知するとともに、インターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 19 条第 2 項及び第 3 項関係）

1 1 博物館の廃止

- (1) 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととする。また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 20 条関係）

1 2 博物館に相当する施設（指定施設）

- (1) 文部科学大臣・都道府県の教育委員会・指定都市の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設のうち、それぞれ次のものを博物館に相当する施設として指定することができること（第 31 条第 1 項関係）
- (ア) 文部科学大臣は、国又は独立行政法人が設置するもの
 - (イ) 都道府県の教育委員会は、国・独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するものを除く。ただし、都道府県が設置するものは、指定都市の区域内に所在するものも含む。）
 - (ウ) 指定都市の教育委員会は、国・独立行政法人・都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- (2) 前記 1 2（1）の指定をした者は、当該指定をした施設（以下「指定

施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなるとき等の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての指定を取り消すことができること（第31条第2項関係）

- (3) 前記12(1)の指定、前記12(2)の指定の取消しをした者は、当該指定・取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第31条第3項関係）
- (4) 前記12(1)の指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的・技術的な指導・助言を与えることができること（第31条第4項関係）
- (5) 指定施設は、その事業を行うに当たっては、前記4の趣旨を踏まえ、博物館や他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関、民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第31条第5項関係）
- (6) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館や他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施等の博物館や他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする（第31条第6項関係）

13 附則（施行期日及び経過措置等）

- (1) この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする（附則第1条関係）
- (2) この法律の施行に関し、次の必要な経過措置等を定めること
 - (ア) 改正法の施行の際に現に学芸員となる資格を有する者は、改正法の施行後も第5条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなされること（附則第2条第1項関係）
 - (イ) 改正法の施行の際に現に博物館において学芸員補の職にある者は、改正法の施行後も当該博物館において学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができること（附則第2条第2項関係）
 - (ウ) 改正法の施行日前に行われた改正前の博物館法（以下「旧博物館法」という。）第11条に基づく登録の申請であって、改正法の施行の際に、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての登録の処分は、旧博物館法の規定により行われるものとする（附則第2条第3項関係）

- (エ) 改正法の施行の際、現に旧博物館法第 10 条の規定に基づく登録を受けている博物館については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、**8** (1) による登録を受けたものとみなされること。また、前記 **13** (2) (ウ) により旧博物館法の規定により登録を受けた博物館についても、同様とされること (附則第 2 条第 4 項関係)
- (オ) 博物館の事業に類する事業を行う施設であって、改正法の施行の際に現に旧博物館法第 29 条に基づく指定を受けているものは、**12** (1) の指定を受けたものとみなされること (附則第 2 条第 6 項関係)
- (3) 本則における登録の取消しに係る規定や、指定施設の取扱いに係る規定の改正に合わせて、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)、美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号)、展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成 23 年法律第 17 号) の規定を改めること (附則第 4 条及び第 5 条関係)

第 2 留意事項

- 1 改正後の博物館法第 1 条 (以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。) に定める法の目的について、文化芸術基本法に基づき、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。
- 2 第 2 条第 1 項において、これまで設けられていた博物館の設置主体を限定する規定を改めたことにより、地方独立行政法人や社会福祉法人、学校法人、株式会社等が博物館を設置しようとする場合であっても、その設置者から適法に申請を受けたときは、第 13 条に定める要件を満たす限りにおいて博物館として登録されるものとなること。
- 3 第 3 条第 1 項第 3 号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

- 4 第3条第1項第5号に定める博物館の事業としての「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」については、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 5 また、第3条第1項第6号に定める博物館の事業としての「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究」については、博物館における教育・交流活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 6 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。
- 7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの
- ① 「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、
 - ② 「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含むこと。
- 8 第6条第2号の学芸員補となる資格を有するための要件を規定する文部科学省令については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。
- 9 第7条においては、文部科学大臣と都道府県の教育委員会が博物館の職員の資質向上のために行う研修の対象者として、新たに、博物館の館長と学芸員・学芸員補以外の博物館に勤務する職員を加えており、各教育委員会におかれては、とりわけ、館長が館の展示内容等に関する専門性への理解を深め

るとともに、館の魅力の社会への発信、地域社会への関係構築、館全体のマネジメント等に係る専門的能力を向上させられるよう取り組むことが期待されること。

1 0 第 12 条第 2 項に規定する、都道府県の教育委員会が博物館の登録に係る審査基準を定めるに当たって参酌すべき基準については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ文部科学省令を整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 1 旧博物館法第 19 条において規定されていた博物館の所管に係る条項を改正法において削除しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、引き続き、公立博物館の所管は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会に属すること。

ただし、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合は、地方公共団体の長の所管に属することとなること。

このため、地方公共団体の長の所管に属する施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することを定める必要があること。

1 2 第 31 条第 1 項において、博物館に相当する施設の指定に係る事項を定めることとされている文部科学省令では、博物館の登録に関する経過措置の内容を踏まえて、附則第 2 条第 6 項に基づき経過措置として指定を受けたものとみなされる施設の取扱いについても定めることとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 3 独立行政法人国立科学博物館法（平成 11 年法律第 172 号）、独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号）及び独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館に類する事業を行う施設については、改正法において、登録の対象とされていないが、そのほとんどは、第 31 条及び附則第 2 条第 6 項により、指定施設とみなされることが想定され、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たすナショナルセンターとしての機能を発揮することが期待されること。

1 4 学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義

しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討するなど、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしていること。

なお、改正法に係る国会審議においても、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること等により、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保に努めるよう配慮することが繰り返し求められているところであり、このことも踏まえ、各博物館の設置者において、それぞれの館に勤務する学芸員等の職員の処遇改善等が図られるよう、適切に御対応いただきたいこと。

1 5 改正法は、博物館と地域の様々な主体との連携の推進を図るものであり、文化芸術基本法に基づき、博物館の事業と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策との有機的な連携が図られるよう配慮される必要があること。

この配慮の中には、例えば、博物館の事業を通じてインクルーシブな社会づくりが推進されるよう、施設や展示手法のバリアフリー化や、障害のある方々の作品創造・展示の機会を充実すること等も含まれること。

1 6 改正法は、博物館において、地域や社会の多様な課題に対応する役割が果たされることを期待するものであり、その観点から、博物館における職員の多様性に配慮することが求められること。特に、我が国の博物館においては、学芸員の総数に占める女性の割合に対して、館長に占める女性の割合が相対的に低いことが改正法に係る国会審議において指摘されており、こうした点等も踏まえ、各館の設置者においては、各館の課題や特色に応じた人材の登用に努めていただきたいこと。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 4828)

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査すること【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこと【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条―第十七条」を「第十一条―第二十二條」に、「第十八條―第二十六條」を「第二十三條―第二十八條」に、「第二十七條・第二十八條」を「第二十九條・第三十條」に、「雜則（第二十九條）」を「博物館に相当する施設（第三十一條）」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「の精神に基き」を「及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の精神に基き」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので」を削り、同条第二項中「において、」を「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい

う。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条中「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し

たもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

第七条の見出しを「(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、館長」を、「学芸員補」の下に「その他の職員」を加える。

第五章を削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「に対し第二十四条」を「又は地方独立行政法人に対し前条」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因る」を「取消しが第十条第一項第一号に該当することによる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条を第二十七条とす

る。

第二十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條中「事項は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を、「条例で」の下に「、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「委員は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を加え、「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（博物館協議会）」を付する。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条を削り、第二章中第十六条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「博物館の設置者が当該博物館を廃止した」を「前項の規定による届出があつた」に、「博物館に係る登録をま、つ、消しなければ」を「届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のい

ずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第十四条の見出しを「（登録の取消し）」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「したときは」の下に「、速やかにその旨を」を加え、

「博物館」を「登録に係る博物館」に、「速やかにその旨を通知しなければ」を「通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第十四条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは」を「第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ」に改め、同条第二項中「第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館」を「前項の規定による届出があつたときは、当該届出」に、「しなければ」を「するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところに

より、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「規定による登録」を「登録（以下「登録」という。）」に、「設置しようとする博物館について、左に」を「都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

第十一条第二項各号を次のように改める。

- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日

から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会
会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第十条中「この条及び第二十九条において」を削り、「同条」を「第三十一条第一項第二号」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同条を第十一条とする。

第一章中第九条の二を第十条とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行

う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運

営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法（以下この条において「新博物館法」という。）第五条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定にかかわらず、この法律の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

3 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法（次項及び第六項において「旧博物館法」という。）第十一条の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をすることができなかつたものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をすることがある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第十八条第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、新博物館法第十八条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一条第二項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、

若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指

定が同条第二項の規定により取り消された場合 これらの事由が生じた日

第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は」を「事由は、」に改め、同項第二号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

(美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

- 一 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第二号
- 二 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第二条第二号ハ

理由

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○	博物館法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百八十五号）	博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表	目次
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	1
○	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	19
○	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	23

改正後

目次

第一章 総則 (第一条—第十条)

第二章 登録 (第十一条—第二十二条)

第三章 公立博物館 (第二十三条—第二十八条)

第四章 私立博物館 (第二十九条・第三十条)

第五章 博物館に相当する施設 (第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) 及び文化芸術基本法 (平成十三年法律第四百四十八号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

改正前

目次

第一章 総則 (第一条—第九條の二)

第二章 登録 (第十条—第十七條)

第三章 公立博物館 (第十八條—第二十六條)

第四章 私立博物館 (第二十七條・第二十八條)

第五章 雜則 (第二十九條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

（新設）

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四・十 (略)

(削る)

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実に図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

(新設)

三・九 (略)

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(新設)

十一 (略)

2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(新設)

めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の
推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう
努めるものとする。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学
芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補
となる資格を有する。

一 短期大学の学位(学校教育法第百四条第二項に
規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を
卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び
同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を
含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科
学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し
たもの

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科
目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、
三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に
入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有
する。

(新設)

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十条 (略)

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。)の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受け

(新設)

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第九条の二 (略)

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は

ようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（削る）

、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イ

に掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条

博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(新設)

第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録を

(新設)

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博

するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2| 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

。博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない

(新設)

(新設)

(新設)

3| 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2| 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3| 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出な

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

(新設)

2| 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなかつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあ

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(新設)

るのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第二十二條 (略)

(削る)

第三章 公立博物館

(削る)

(削る)

(博物館協議会)
第二十三條 (略)

第十六條 (略)

第十七條 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一條において同じ。）の所管に属する。

(博物館協議会)
第二十條 (略)

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は

は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(削る)

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(削る)

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

(新設)

施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えるこ

とができる。

5| 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第三條第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6| 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(削る)

附 則

(施行期日)

1| この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2| 第六條に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

改正後	改正前
<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>	<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合、これらの事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の事由は、生じなかつたものとみなす。

二 第三項第七号に定める日から一年を経過する日に

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合又は同法第十五条第二項の規定により登録を抹消された場合（当該寄託先美術館が同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして財務省令で定める事由が生じた場合）当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は生じなかつたものとみなす。

二 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が

において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において同号に掲げる場合に該当するものとみなす。

三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

生じた日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合に該当するものとみなす。

三 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

○ 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</p> <p>三〇五 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p>

○博物館法施行規則

(昭和三十年十月四日)

(文部省令第二十四号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条及び第二十九
九条の規定に基き、博物館法施行規則(昭和二十七年文部省令第二十
一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

博物館法施行規則

目次

- 第一章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)
 - 第二章 学芸員の資格認定(第三条―第十七条)
 - 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当た
つて参酌すべき基準(第十八条)
 - 第四章 博物館に相当する施設の指定(第十九条―第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)
- 附則

第一章 博物館に関する科目の単位

(平二一文科令二二・改称)

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2

博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

(昭四六文令二二・平八文令二八・平一二文令七・平一二
文令五三・平二一文科令二二・一部改正)

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館(法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。)又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の教育委員会の指定した博物館

に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

（平二一文科令二二・全改、平二六文科令二六・一部改正）

第二章 学芸員の資格認定
（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同年以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

（平二一文科令二二・一部改正）
（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（平一二文科令五三・平二一文科令二二・一部改正）
（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができない。

一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同年以上の資格を有すると認められた者

（平三文令三一・平八文科令二八・平一二文科令五三・平二〇文科令一八・平二一文科令二二・平二四文科令二四・平二九文科令三九・一部改正）

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
------	-----------

必須		選択	
科目	科目	科目	科目
生涯学習概論	文化史	地学	
博物館概論	美術史	生物学	
博物館経営論	考古学	化学	
博物館資料論	民俗学	物理	
博物館資料保存論	自然科学史		
博物館展示論	ディア論		
博物館教育論			
博物館情報・メディア論			

上記科目のうちから受験者の選択する二科目

(平八文令二八・平二二文科令二二・一部改正)

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単

位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

(平三文令三一・平八文令二八・平二二文科令五三・平二〇文科令一八・平二二文科令二二・一部改正)

第八条 削除

(平二二文科令二二)

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者
 - イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者
 - ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八

年以上学芸員補の職にあつた者

二 その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

(平三文令三一・平一二文令五三・平一五文科令一五・平一八文科令一一・平二二文科令二二・平二九文科令三九・一部改正)

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機密保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができる。第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し(いずれも出願前六月以内に交付

を受けたもの)

四 写真(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならぬ。

4 審査認定を願出する者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(昭四二文令一九・平一二文令七・平一二文令五三・平一五文科令一〇・平二二文科令二二・平二四文科令二四・平二七文科令三四・一部改正)

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その

免除を受けた科目を除く。)の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。)であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書(別記第三号様式によるもの)を文部科学大臣に提出しなければならない。

(昭四七文令一六・平二二文科令二二・一部改正)

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書(別記第四号様式によるもの)を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(平一二文令七・平二二文科令二二・一部改正)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明

を願ひ出たときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

3 以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ひ出たときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。

(平二二文科令二二・一部改正)

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願ひ出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願ひ出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者	七百円
五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ	七百円

出る者	
七 筆記試験科目合格証明書の交付を 願ひ出る者	七百円

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。

3 納付した手数料は、これを返還しない。
（昭四一文科令四二・昭五〇文科令二七・昭五六文科令八・昭五九文科令二・昭六二文科令四・平元文科令八・平三文令三・平六文科令四・平九文科令一・平一二文科令七・平一六文科令一三・平二一文科令二二・令元文科令二七・一部改正）
（不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付

した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

（平一二文科令七・平二一文科令二二・一部改正）

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準
（平二三文科令四四・追加）

第十八条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。
（平二三文科令四四・追加）

第四章 博物館に相当する施設の指定
（平二三文科令四四・旧第三章繰下）
（申請の手續）

第十九条 法第二十九條の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は

指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 当該施設の有する資料の目録
二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（昭四六文令二二・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二一文科令二二・一部改正、平二三文科令四四・旧第十八条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 三 学芸員に相当する職員がいること。
 - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

（昭四六文令二二・平一二文令五三・一部改正、平二三文科令四四・旧第十九条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

（報告）

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

(昭四六文令二二・全改、昭五八文令二一・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

第二十二條 削除

(昭四六文令二二)

第二十三條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(昭四六文令二二・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

(指定の取消)

第二十四條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

(昭四六文令二二・昭五八文令二一・平六文令三七・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

改正)

第五章 雜則

(平二三文科令四四・旧第四章繰下)

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十五條 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

(平三文令三一・平二一文科令二二・一部改正)

(短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六條 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、

旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

(平二一文科令二二・一部改正)

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七條 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、

学校教育法施行規則第一百五十六条各号のいずれかに該当する者を
含むものとする。

(平二一文科令二二・追加)

(博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、

次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有す
る者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

(平三文令三一・一部改正、平二一文科令二二・旧第二十

七条繰下・一部改正)

(専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、

外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むも
のとする。

(平二一文科令二二・追加)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律

(昭和三十年法律第八十一号) 附則第三項の規定により学芸員と

なる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわら

ず、選択科目の試験を免除する。

(略)

附 則 (令和二年一二月二八日文科省令第四四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次
項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、
この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成二十三年十二月二十日)

(文部科学省告示第百六十五号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十五年文部科学省告示第百十三号)の全部を次のように改正する。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定

管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を

行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、

当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深

め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適

切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサ

サービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗

難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○新たな登録基準案（公益財団法人日本博物館協会「『博物館登録制度の在り方に関する調査研究』報告書」、平成29年3月より抜粋）

	新たな登録基準案	博物館の基礎的な共通標準案 (平成20年)	博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年）
1 設 置	1. 1 設置根拠及び永続性、公共性の明示 法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること	1. 1 設置根拠及び永続性、公共性の明示 法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること	第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。 2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。 3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。
	1. 2 施設の整備と運営資金の確保 博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること	1. 2 施設の整備と運営資金の確保 博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること	
		1. 3 使命の明確化 博物館の使命（設置目的や基本理念）が明確にされるとともに、公にされていること	第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。 2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。 3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。
		1. 4 設置者と博物館の権限・役割の分担 設置者と博物館の権限と役割分担が明確にされ、日常的に連絡調整が図られていること	
2 経 営		2. 1 組織体制 博物館の経営責任者が明確で、指揮命令系統が確立され、職員の職務分担が明確にされていること	

2 経 営	2. 1 使命の明確化 博物館の使命（設置目的や基本理念）が明確にされるとともに、公にされていること	2. 2 経営目標と評価 使命に基づく中長期的な経営目標（方針）と年度ごとの経営計画が策定され、事後評価を実施され、それらに関わる文書が公表されていること	第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。 2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。
	2. 2 経営目標と評価 使命に基づく中長期的な目標が作成されていること		
	2. 3 経営の透明性 収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること		
	2. 4 法令・倫理の遵守 博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること	2. 3 法令・倫理の遵守 博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること	第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。
	2. 5 利用条件 ・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること	2. 4 利用条件 ・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること	

3 資 料	<p>3. 1 資料の保有 博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること</p>	<p>3. 1 資料の保有 ・博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有されていること ・博物館資料は原則として設置者に帰属させること。ただし特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよい</p>	<p>第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。</p> <p>2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。</p> <p>3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。</p> <p>4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。</p> <p>5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。</p> <p>6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。</p>
	<p>3. 2 収集 資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること</p>	<p>3. 2 収集 資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること</p>	
	<p>3. 3 資料管理 資料登録の手続きが行われ、資料台帳と資料情報の記録が整備され、資料の所在が確認されていること</p>	<p>3. 3 資料管理・活用 資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること</p>	
		<p>3. 4 保存・修復 保存環境が整えられ、必要な修復が施され、資料を次世代に継承する取組みが行われていること</p> <p>3. 5 資料の活用・公開 収蔵資料を活用しやすいように、資料目録等が作成され、資料に関する情報が蓄積・公開されるとともに、必要に応じて資料貸出しや実物資料の公開が図られていること</p> <p>3. 6 二次資料の活用 資料に関する図書、文献、調査資料等が収集され、保管、活用されていること</p>	

4 調査研究	4. 1 方針 博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること	4. 1 方針 博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること	第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。
	4. 2 成果の公開と還元 調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること	4. 2 成果の公開と還元 調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること	
5 展示	5. 1 方針・計画 所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること	5. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、展示に関する方針が策定され、計画的に展示されていること	第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。
	5. 2 展示の信頼性 調査研究に基づく資料を用いて展示されていること	5. 2 展示の信頼性 調査研究に基づく資料を用いて展示されていること	
		5. 3 展示内容の理解促進 さまざまな手法が組み合わせられ、展示内容の理解促進に取り組まれていること	
		5. 4 展示品と展示環境の維持保全 展示品が定期的に看視・点検され、展示品が良好な状態で保全されていること	
6 教育	6. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること	6. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、教育普及活動の方針が策定され、体系的に教育普及活動が実施されていること	

	6. 2 学習支援 問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること	6. 2 学習支援 問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること	第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。
7 職 員	7. 1 館長 館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること	7. 1 館長 明確な権限と責任を有している館長が配置され、博物館運営が統括されていること	第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。
	7. 2 学芸員 事業の実施に必要な学芸員（専門的職員）が配置されていること	7. 2 学芸員 博物館の使命を達成するために必要な数の常勤学芸員が配置されていること	
	7. 3 事務系・技術系等の職員 事業の実施に必要な人員体制が確保されていること	7. 3 事務系・技術系等の職員 博物館の使命を達成するために必要な数の事務系・技術系等の職員が配置されていること	
	7. 4 職員の研修 研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること	7. 4 職員の研修 研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること	
8 施 設 整 備	8. 1 施設・整備の整備 博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること	8. 1 施設・整備の整備 博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること	第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

	8. 2 安全な施設管理 公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること	8. 2 安全な施設管理 公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、危機管理マニュアルが策定され、施設管理が行われていること	第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。
	8. 3 快適性・利便性の向上 多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること	8. 3 快適性・利便性の向上 利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること	第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。
9 連携協力	9. 1 連携協力の方針 事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること		第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。
			第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。



英国における博物館・ギャラリーの認定制度

認定標準

2018年11月

目次

はじめに	2
何のための博物館認定制度?	2
基準要件 組織の健全性	3
1. 適切なガバナンスと管理運営を 有すること。	3
2. 事前に計画を立て、計画を実行 するための資源を有すること	4
3. 貴組織のリスクを評価管理する こと。	5
収蔵品の管理	6
4. 収蔵品の保持と開発	6
5. 収蔵品に関する便利で 使いやすい情報の保持	7
6. 収蔵品の管理と保存	8
利用者とその経験	9
7. 公衆に公開されること	9
8. 来場者を理解し開発する こと	10
9. 利用者に関わり、その経験を 向上させる	11

はじめに

本認定制度は、博物館やギャラリーに関する英国業界標準です。

この標準は、博物館に携わるすべての人が正しいことをする手助けをする、すなわち、これらの人が美術収蔵品に接し、関与し、そして、将来の世代のためにこれらを保護する方法を説明します。

本認定制度は、博物館が収蔵品を適切に管理し、見学者と関わり、すべての博物館とギャラリーが以下の合意された標準を満たすことを奨励し、これらの収蔵品が適切に管理されることを保証することで、これを実行します。

本認定制度は、ボランティアが運営する最小の博物館から国立博物館までのあらゆる規模と種類の博物館で実施されていますが、「画一的なもの」ではありません。我々は貴博物館の規模や種類に応じて申請を評価し、そのために我々に何を提供する必要があるのかについて明確な手引きを提供します。

何のための博物館認定制度?

すべての博物館とギャラリーが以下の合意された標準を満たすことを奨励:

- ・ 博物館の運営方法
- ・ 博物館の収蔵品の管理方法
- ・ 利用者との関与方法

博物館が社会に信頼される収蔵品を管理し、公的資源を管理する方法について、人々の信頼を築くこと。

博物館の運営に携わるすべての人が共有する倫理的な方法を強化すること。

1

適切なガバナンスと管理運営を有すること。

標準を満たすために必要なこと

1.1

明確な目的の表明

貴博物館の存在理由、誰のためのものなのかを定義する目的の表明を持つ必要があります。

1.2

適切な定款

博物館は、公衆に利益をもたらす、収蔵品を含むその資産を保護するために存在する長期的な組織である必要があります。またその運営母体に関する適切かつ容認可能な合法的な構造ならびに文書がなければなりません。

1.3

適切なガバナンスと管理運営に対する満足のいく構造

我々に提示するものには以下を含みます。:

- ・ ボランティアや有給職員など、フロントスタッフから運営母体まで、美術館で働くすべての人々とその関係を示した組織図。もし博物館を別の組織が運営している場合は、その組織と運営母体の間で承認された契約書を見る必要があります。
- ・ 決定を承認する権限と責任を持つ人。これには、小委員会、スタッフ、ボランティアに委任した決定事項が含まれる場合があります。
- ・ スタッフおよびボランティアの役割と責任を定めた明確な契約書
- ・ 運営母体が美術館の専門家の助言を受けられることができることの証明書

2 事前に計画を立て、計画を実行するための資源を有すること

標準を満たすために必要なこと

2.1

現在および翌年の計画年を対象とする将来計画また事業計画

貴博物館は、長期的に効果的に計画を立て、変化する環境に適応できるようにする必要があります。貴博物館の将来計画／事業計画は、運営母体によって承認され、以下が含まれている必要があります。

- ・ 貴博物館の目的の表明を含むこと
- ・ 計画の対象期間を明確にすること
- ・ 計画の期間中に達成したい主な目的を明記すること
- ・ これらの目的をどのように達成するかを説明すること
- ・ 人、設備、資金を含め、これらの目的を達成するために必要なものを説明すること
- ・ 現在および翌計画年の予算を含めること
- ・ 計画の次回の検証日を含めること

2.2

財政的持続可能性

貴博物館は利用可能な過去2年間の収入と支出が記載された財務計画会計を提供する必要があります。

3 組織に対するリスクの評価および管理

標準を満たすために必要なこと

3.1

収蔵品を収容するすべての施設の安全な占有

貴博物館は建物や場所の正式な占拠の取り決めをしておく必要があります。これらの取り決めは、展示・保管されている収蔵品を安全に保ち、効果的な将来計画を立てるのに十分なものである必要があります。これらの取り決めは長期的なものであるべきで、通常は少なくとも12か月間ということになります。

3.2

安全対策のリスク評価

美術館が使用するすべての建物と場所について、セキュリティに関する助言を受ける必要があります。これは少なくとも5年ごとに行うべきであり、その助言は以下を含みます。

- ・ 従業員、ボランティア、訪問者のための取り決め
- ・ 保管・展示されている収蔵品
- ・ 建物と場所

助言は、貴博物館と収蔵品の規模、範囲、脆弱性、価値に見合ったものでなければなりません。助言の結果、どのような変更を行ったか、または計画したかを示す必要があります。

3.3

明確で実行可能な緊急計画

貴博物館は、緊急事態や災害時に効果的に対応できるようにする必要があります。これは、緊急時対応計画を持つことを意味します。この計画は、収蔵品やサービスを提供するすべての建物と場所を対象とし、以下を含むものでなければなりません。

- ・ 職員とボランティア、訪問者、収蔵品、収蔵品情報に関する取り決め
- ・ 脅威についてのリスク評価
- ・ 緊急時計画の承認、維持、伝達、テストの方法、および職員、ボランティア、緊急サービスとの共有方法
- ・ 貴博物館と緊急サービスとの連携方法およびその他の関連する緊急計画
- ・ 優先救出リスト - 緊急時に優先的に救うべき収蔵品の記録
- ・ 緊急時計画の見直し時期

4 収蔵品の保持と開発

標準を満たすために必要なこと

4.1

管理下のすべての収蔵品に対して責任をもつこと

貴博物館は収蔵品の規模、所有する割合、貸与されている割合について、我々に伝えることができなければなりません。収蔵品のかなりの部分が貸し出されている場合、貸し出しの取り決めについて説明し、リスクを評価する必要があります。

4.2

取得や処分を含む収蔵品開発のために、運営母体により承認された方針

収蔵品開発方針には、以下を含める必要があります。

- ・ 博物館の目的の表明
- ・ 現在の収蔵品の概要
- ・ 将来の収蔵品のテーマと優先順位
- ・ 合理化と処分のテーマと優先順位
- ・ 取得と処分のための法的および倫理的枠組みに関する情報
- ・ 次回の方針検証日

5 収蔵品に関する便利で使いやすい情報の保持

標準を満たすために必要なこと

5.1

承認済みの文書化方針

貴博物館は、運営母体によって承認された収蔵品文書化方針に従わなければなりません。

この方針は、個別の文書化方針または表明である場合や、より広範な収蔵品管理または文書化計画の一部である場合があります。

5.2

イギリス博物館記述標準の一次文書化手順に準拠

イギリス博物館記述標準の主要な手順は、収蔵品を効果的に管理し、利用しやすくするために不可欠です。貴博物館がこれらの手順に沿っているか、その計画を持っていることを示す必要があります。イギリス博物館記述標準の主要な手順は以下の通りです。

- ・ 物品の入荷
- ・ 取得と収蔵
- ・ 場所と動きの管理
- ・ 在庫
- ・ 目録化
- ・ 物品の出荷
- ・ 借受け（物品を借り受ける）
- ・ 貸出し（物品を貸し出す）
- ・ 文書化計画

また、優先順位とタイムスケールを示した計画書により、どのようにイギリス博物館記述標準の一次手順を実行しているか、どのように収蔵品文書化を開発するつもりかを示す必要があります。

我々が要求した場合、イギリス博物館記述標準の主要な手順を完了するための段階的な指示を含む、貴博物館の文書化手順書を我々に提示することが可能である必要がある。

6 収蔵品の管理と保存

標準を満たすために必要なこと

6.1

承認された収蔵品の管理と保存方針

貴博物館は、運営母体によって承認された管理と保存の方針を持っている必要があります。

それは、貴博物館の収蔵品管理と保存活動が、基本目的の表明とどのように結びついているかを示すものでなければなりません。倫理的責任と法的要件を満たすものでなければなりません。

この方針は、独立した保存管理方針や表明である場合もあれば、より広範な収蔵品管理の枠組み、保存管理計画、または将来計画や事業計画の一部である場合もあります。

6.2

収蔵品の管理と保存計画

貴博物館は、収蔵品の管理と保存方法を維持し、可能であれば改善する計画を持っていないければなりません。

この計画は、個別の収蔵品管理と保存計画であっても、収蔵品管理全体の枠組みの一部であっても、将来計画や事業計画であってもかまいません。

7 公衆に公開されること

標準を満たすために必要なこと

7.1

承認済みの公開方針

貴博物館は、運営組織によって承認された公開方針または表明を持たなければなりません。それは、人々がどのように貴収蔵品を見たり、利用したり、参照したりできるか、貴博物館の建物や会場にアクセスできるか、そして収蔵品に関する情報をどのように人々と共有するかを網羅するものでなければなりません。これには以下が含まれます。

- ・ 収蔵品を展示するために、さまざまな解釈方法を用いること
- ・ 収蔵品、建物、会場、関連情報への一般公開を可能にすること
- ・ 次に方針を検証する日付

7.2

公開計画

貴博物館は、維持し、可能であれば改善する計画を持っている必要があります。

- ・ 収蔵品への物理的、感覚的、知的アクセス
- ・ 収蔵品に関する情報
- ・ 収蔵品を収容する建物へのアクセス

これは、個別の公開計画である場合、将来計画や事業計画の一部である場合、観客育成計画である場合もあります。

8 来場者を理解し開発すること

標準を満たすために必要なこと

8.1

誰が貴博物館を利用し、誰が利用しないかを理解すること

貴博物館は、博物館と収蔵品を誰が利用しているのかを特定できなければなりません。また、誰が利用していないかも理解しなければなりません。この情報を集める方法を特定し、人々のニーズや貴博物館への期待について調べる必要があります。

8.2

貴博物館の利用者のニーズを評価するために情報を使用すること

貴博物館は、利用者からのフィードバックを、博物館とそのプログラムの開発に役立てるべきです。

8.3

貴博物館の利用者の開発計画を持つこと

利用者の幅を広げるための計画が必要です。貴博物館を利用する人と利用しない人、そして期待に応える経験をどのように提供するかを検討する必要があります。これらは、別の利用者開発計画の一部である場合や、将来計画や事業計画の一部である場合もあるかもしれません。

9 利用者に関わり、その経験を向上させる

標準を満たすために必要なこと

9.1

収蔵品に基づいた展示会やプログラムを含む、刺激的な学習や発見活動を提供する

人々が学ぶためのさまざまな方法を用意する必要があります。これらは、幅広い人々が貴博物館や収蔵品に接するのを助けるものでなければなりません。

9.2

さまざまなアクセス、マーケティング、および販促活動を通じて、利用者および潜在的な利用者と効果的にコミュニケーションを持つ

活動のプロモーションを通じて、人々が貴収蔵品や収蔵品情報にアクセスすることを奨励する必要があります。貴博物館への訪問を最大限に活用するため、あるいは貴収蔵品やサービスについて知るために必要な情報を、さまざまな適切なメディアを使って提供することが必要になるでしょう。



MUSEUM
ACCREDITATION



Llywodraeth Cymru
Welsh Government





MUSEUM
ACCREDITATION

2018年11月

認定基準支援手引き

認定手引き

2019年3月

目次

開始にあたって

はじめに	3
------------	---

申請方法：初めての申請者のための 段階的な手引き	4
-----------------------------------	---

ステップ 1 貴博物館に認定資格があるか確認	6
● 質問事項について	6
● 資格審査質問書に回答する準備は できていますか？	8
● 資格審査質問書の提出	9
● 評価	9
● 認定に向けた取り組み	9
● 貴博物館に資格がない場合	10

ステップ 2 博物館の規模と種類の決定	11
● 独立博物館に関する指標	12
● 地方自治体博物館に関する指標	13
● 大学博物館に関する指標	14
● 国立博物館	15
● 国立博物館様式の博物館	15

ステップ 3 認定申請書の作成	16
● 申請書式への記入	16
● 多拠点サービス	16
● 国立博物館当局	16
● 承認の証拠	16
● ヘルプを求める	18

組織の健全性

認定基準要件1～3に関する手引書 組織の健全性	20
----------------------------------	----

収蔵品の管理

認定基準要件4～6に関する手引書 収蔵品の管理	42
----------------------------------	----

利用者とその経験

認定基準要件7～9に関する手引書 利用者とその経験	60
------------------------------------	----

次のステップ

申請書の評価方法	79
● 新規申請者	79
● 認定回答	79
● 回答提出期限	79
評価過程	80
評価の種類	81
誰が認定の決定を行うのか	82
合議体はどのような決定をするのか	82
審査期間	85
認定状	85
認定の継続期間	85
認定取得後のプロモーション	86
重要な変更がある場合の措置	86
金銭的な理由による処分	87
共催をしている博物館	87
参加の継続を望まない場合の対処	87
規約	
フィードバックと苦情	88
情報の自由とデータの保護	89
検証	89

はじめに

本認定制度は、博物館やギャラリーに関する英国業界標準です。

この標準は、博物館に携わるすべての人が正しいことをする手助けをする、すなわち、これらの人が美術収蔵品に接し、関与し、そして、将来の世代のためにこれらを保護する手助けをします。

本認定制度は、博物館が収蔵品を適切に管理し、見学者と関わり、すべての博物館とギャラリーが以下の合意された標準を満たすことを奨励し、これらの収蔵品が適切に管理されることを保証することで、これを実行します。

- ・ 博物館の運営方法
- ・ 博物館の収蔵品の管理方法
- ・ 利用者との関与方法

本認定制度は、英国全土のあらゆる規模と種類の博物館やギャラリーに対して実施されています。これは、イングランド芸術評議会、ウェールズ政府、スコットランド博物館ギャラリー、北アイルランド博物館カウンシルの間の英国パートナーシップとして管理されています。我々の共通のコミットメントと英国リーチは、認定により大きな影響と結束をもたらします。この制度により英国の博物館の標準が引き上げられただけでなく、海外での同様の制度のモデルおよびインスピレーションの源として使用されています。

以下の手引書は、初めて申請する場合において、または認定を返却する場合において、本認定書式に記入する方法に関する実用的な情報を提供します。この手引書は、申請者への支援と助言へのリンク、および本認定基準に照らして博物館を評価する方法に関する情報を提供します。

申請方法：初めての申請者のための段階的な手引き

博物館がまだ本制度に参加していない場合、認定の申請を完了するには3つのステップがあります。

新規申請者の場合は、以下が必要となります。

ステップ 1

貴博物館に認定資格があるか確認

6～10ページを参照

資格審査質問書は、イングランドの博物館開発プロバイダー、ウェールズ政府、スコットランド博物館ギャラリー、北アイルランド博物館カウンシルの各国の博物館と協議の下で、イングランド芸術評議会によって審査されます。

資格審査質問書（評価機関のウェブサイトからダウンロードできます）に記入し、関連する書類とともに次の宛先に返送してください。

イングランド



イングランド芸術評議会

<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme>

マン島とチャンネル諸島



イングランド芸術評議会

<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme>

北アイルランド



北アイルランド博物館カウンシル

<https://www.nimc.co.uk/>

スコットランド



スコットランド博物館ギャラリー

<https://www.museumsgalleriesscotland.org.uk/>

ウェールズ



ウェールズ政府

<https://gov.wales/topics/culture-tourism-sport/museums-archives-libraries/?lang=en>

博物館が資格認定を申請する資格があると書面で確認された場合は、残りの認定基準要件に進むことができます。

ステップ 2

博物館の規模と種類の決定

本認定制度は、ボランティアが運営する最小の博物館から国立博物館までのあらゆる規模と種類の博物館で実施されていますが、「画一的なもの」ではありません。博物館の規模と種類に応じて申請を評価するには、まず博物館を規模と種類の指標と比較する必要があります。

規模と種類に関する手引書については、11～15ページを参照してください。

ステップ 3

認定申請書の作成

規模と種類を決定したら、認定の申請を行うために収集する必要がある証拠について知るために、標準の各項に関連する注意書きを読む必要があります。

認定基準要件に関する手引書 1-3 組織の健全性については、20～41ページを参照してください。

認定基準要件に関する手引書 4-6 収蔵品管理については、42～59ページを参照してください。

認定基準要件に関する手引書 7-9 利用者とその経験については、60～78ページを参照してください。

関連するすべての必要書類を添付してオンライン申請書式に記入してください。オンライン申請サイトは、英国認定パートナーを代表してイングランド芸術評議会によって運営されており、そこには、新しい申請書式へのリンク、開始方法の手引き、および各術評議会のウェブサイトに関する技術的助言があります。

ステップ 1

貴博物館に認定資格があるか確認

質問事項について

本認定制度に申請する資格を得るには、質問 1~6 に「はい」と答えることができなければなりません。

以下の種類の組織は、通常、適格とは見なされません

- 個人所有の博物館ならびに歴史的家屋
- 商業ギャラリー
- 科学センター
- 自然および考古学的な遺跡、歴史のおよび工業的な建物、遺跡、記念碑、および関連する長期的な収蔵品のない遺産センター
- 動物園や植物園など、生きた標本を展示している施設
- 教育ローンサービス
- 長期収蔵品が展示されていない一時的な展示会の会場
- 記録センター
- サウンド、フィルム、写真のアーカイブを含む図書館と記録保存所
- 仮想博物館

認定は、収蔵品やサービスではなく、個々の博物館の会場（物理的な場所／空間／建物）に与えられます。

本制度に初めて申請する、または不参加期間の後に再申請するには、組織が次の基準を満たす必要があります。

Q1 貴博物館は英国、マン島、またはチャンネル諸島にありますか？

申請について連絡をとり、博物館がその場所に基づいて本制度に参加する資格があるかどうかを確認するために、組織の住所と連絡先の詳細を伺います。

Q2 貴博物館が、博物館に関する合意された定義を満たしているかどうか？

「博物館は、人々がインスピレーション、学習、および楽しみのために収蔵品を探索することを可能にします。これらの博物館は、社会に代わって保管している遺物や標本を収集し、保護し、利用可能にする機関です。」

貴博物館は、博物館協会の定義（1998年）を満たしていることを確認するよう求められます。

Q3 貴博物館が、定期的に一般公開されている物理的な場所／空間／建物かどうか？

貴博物館の名前と住所、開館時間、ウェブサイト（ある場合）を尋ねられます。

Q4 一般の人々が貴博物館の収蔵品を見たり、接したりすることができるかどうか？

この項は、質問 2 に対する回答を拡張し、当該組織が公的な目的をどのように果たすかを概説するためのものです。

Q5 貴博物館は適切な定款を持っているか？

貴博物館の運営母体の名前を尋ねられます。博物館の運営名と正式名称は同じではありません場合があります。運営母体に付けられた名前は、運営規約文書の名前と同じでなければなりません。

博物館は、適切な権限を与え、長期的に収蔵品へのリスクを最小限に抑える法的文書によって運営される必要があります。この法的文書は、その定款または運営規約文書として知られています。

博物館は、一般の人々に利益をもたらす、収蔵品を含むその資産を保護するために存在する長期的な組織でなければなりません。貴博物館の運営母体には以下の 5 つの定款要件があります。

開始にあたって

1. 公益のために存在すること。
2. 収蔵品と資産の適切な保護を示すことができること。
3. 博物館を運営し、収蔵品と資産を保持する権限を持っていること。これらの権限は透明であるべきであり、私的利益のために資産または概要を配布する権限を含めてはいけないこと。
4. その行為に関連して法定規制または司法手続きの対象であること。
5. 長期的な目的を持つ永続的な組織であること。

該博物館はその定款がこれらの基準を満たしていることを示す必要があります。また、運営母体が博物館を直接運営しているのか、または法的に別の管理組織と契約して運営しているかを示す必要があります。

貴組織にはどのような種類の定款がありますか？

貴博物館には、その運営母体に関する適切かつ容認可能な合法的な構造ならびに文書がなければなりません。記入済みの質問票とともに、承認された運営規約文書のコピー一通を送付する必要があります。

貴博物館の種類を知ることが重要であり、運営形態の種類を選択するように求められます。

定義 - 運営規約文書

運営規約文書とは、組織の目的と、通常、組織がどのように運営されるかを定めた法的文書であり、信託証書、定款、規則、覚書および定款、権利移譲書、意志、勅許、慈善委員会制度、またはその他の正式な文書です。

独立博物館

独立博物館には、さまざまな運営の仕組みを有する一連の組織がありますが、これらのすべての組織には収蔵品を保持および／または所有し、博物館を運営する権限を与える定款がなければなりません。すべての組織は、次の機関の1つ（または複数）によって規制されます。

- チャリティ委員会
- 英国会社登記所（保証有限責任会社に対する）
- 金融行動監視機構
- コミュニティ利益会社規制局

- スコットランド慈善規制当局 (OSCR)
- 北アイルランド慈善委員会

独立博物館は、信託、チャリティ - 財団と協会（イングランドとウェールズ）、第一と第二階層（スコットランド）、または保証有限責任会社を含むさまざまな形態で設立できます。

地方自治体が博物館資格を独立実体に譲渡した場合、その運営母体はしばしば当該の独立実体を監督する団体と見なされます。この場合、この取り決めの契約書のコピーを提出する必要があります。これには、運営またはサービスレベル契約、または収蔵品貸与契約などの文書が含まれる場合があります。これらを使用して、適切な運営規約文書が提供されているかどうかを確認します。

場合によっては、ロンドン市警察などの組織の主な目的が博物館の運営ではない場合があります。この場合、その運営母体は、収蔵品を保持および／または所有し、長期的な公共の利益のために博物館を運営する権限を持っていることを確認する決議を示す必要があります。これを運営規約文書とともに、提出する必要があります。

地方自治体当局

地方自治体当局は、以下に記載の関連する議会制定法または命令（北アイルランド）によって博物館を運営する権限を持っていると見なされます。

- イングランドとウェールズ：1964年の公共図書館・博物館法、1972年の地方自治法
- スコットランド：1887年の公共図書館統合（スコットランド）法
- 北アイルランド：1998年の博物館とギャラリー（北アイルランド）法

地方自治体当局はまた、適切な地方自治体法を通じて博物館を運営する権限を持つ場合があります。

地方自治体当局は、関連法を通じてか、地方自治体法を通じて博物館を運営する権限を与えられているのか、当局が慈善的に構成された博物館の唯一の受託者として機能するのか、同当局が運営する博物館に関する定款の取り決めを知る必要があります。町、コミュニティ（ウェールズ）または教区評議会の場合、主要当局は、関連する法律の下でその権限を委任する決議を通過させる必要があります。地方自治

開始にあたって

体が管理する博物館の定款の取り決めがどのようなものであっても、このことについて知る必要があります。これは、博物館の定款のコピーを通して、または関連する議会制定法、命令、または地方自治体法を参照することで知ることが可能です。

場合によっては、博物館がチャリティとして構成され、地方自治体が唯一の受託者として機能することがあります。この場合、地方自治体が公益信託に対して博物館を運営する権限を与えている法的合意を確認する必要があります。

例えば、地方自治体が博物館の建物や収蔵品の所有権を保持しているが、それらの管理を外部委託している場合など、他の複合的な運営形態も可能です。地方自治体が博物館の運営を一定の料金で第三者に委託し、政策決定の承認を保持している場合、当該の運営母体は地方自治体のままです。時に、これらの取り決めは、より複雑になる場合があります。例えば、法的に別の運営機関が戦略的な方向性や事業計画に自由度をもって、博物館の一部の側面に責任を負いますが、収蔵品の所有権やその開発には責任がありません。したがって、対象となる博物館の仕組みや取り決めを理解できるように、地方自治体と運営機関の間の契約書のコピーを提供する必要があります。これには、運営またはサービスレベル契約、または収蔵品貸与契約などの文章が含まれます。

大学

大学は博物館を運営する権限を持っていると見なされています。その運営規約文書は通常、関連する委員会の委任事項または寄贈や遺贈事項の範囲内にあります。

運営規約文書のコピーを提出する必要があります。

我々は、主要申請の一部として、運営の仕組みや取り決めを個別に検討します。例えば、運営構造、委任、および委任された機関が博物館を運営する権限を与える運営母体（通常は大学評議会または大学議会）からの権限系統です。

国立博物館

国立博物館は国内法に準拠しており、中央政府または権限委譲された政府の資金を直接受け取ります。国立博物館は通常、議会制定法または勅許によって統治され、チャリティとして構成されています。規制機関は、慈善委員会やスコットランドの慈善規制当局ではなく、当該の議会法が由来する英国議会ま

たは、権限委譲された議会です。

国立博物館の場合は、定款のコピーを提出してください。

国立様式博物館

国立様式博物館の要件は、上記の関連する定款の種類に基づきます。

Q6 3年以内に認定についての本格申請を行うことを約束しますか？

認定申請を行うために予想される期間と過程の概要を説明するように求められます。すべてを準備するための時間をどのように計画するかを考える必要があります。認定基準とこの手引書をよく理解すれば、最初から何が必要かを知ることができます。必要なすべての方針と計画を作成し、関連する署名済みの議事録を用意するための時間が必要になります。これには、予想以上に時間がかかる場合があります。これを示す最良の方法は、将来計画または事業計画のコピーを我々に提供することです。

将来計画または事業計画がまだない場合は、申請方法の正式な証拠を提出する必要があります。例えば、認定申請のためにすべきことについて話し合った運営母体または運営委員会の議事録です。目標とする申請日を尋ねられます。目標日については、地元の博物館開発プロバイダーまたは認定アドバイザーと話し合った方が良いでしょう。認定資格が確認された場合、申請書を提出するのに最大 3 年間の期間がありますので、必要な期間について現実的に考えることができます。

資格審査質問書に回答する準備はできていますか？

貴機関が質問 3 と 4 の要件をまだ満たしていない場合、例えば、博物館がまだ開いていない場合や、運営規約文書の変更過程にある場合は、地元の博物館開発プロバイダーまたは認定アドバイザーから助言を受ける必要があります。8~19 ページの連絡先を参照してください。

貴機関の定款の詳細がわからない場合は、博物館の定款要件に関する簡易参照ガイドを便利なチェックリストとして使用することを検討してください。これは美術評議会のウェブサイトで開催されています。

開始にあたって

これによって、資格を申請する前に定款を修正する必要があるかがわかります。

我々は法的な助言を提供することはできませんので、貴機関の特定の状況を考慮する適切な資格のある法律顧問に相談することをお勧めします。「博物館の定款ならびにガバナンスの取り決め」に関する支援手引きが公開されています（2018年11月に発行された、英国認定パートナーシップを代表してイングランド芸術評議会が委託した **Alchemy Research and Consultancy** の Dawn Langley の著となる）。これは、博物館開発プロバイダー、認定アドバイザー、または評価機関から入手できます。以下にも、参照可能な運営資源があります

独立博物館協会
<https://www.aim-museums.co.uk/>

収蔵品トラスト
<https://collectionstrust.org.uk/accreditation/>

資格審査質問書の提出

資格審査質問書と一緒に以下の書類を提出する必要があります。

- 貴博物館の現在の運営規約文書のコピー
- 3年以内に認定の本格的な申請を行うという言質を示す将来計画または事業計画または代替の文書（受託者からの手紙など）のコピー

これらは、個別の添付書類として含めることも、ウェブリンクとして提供することもできます。これらを電子メールで認定評価機関に送信します（4ページを参照）。資格審査質問書に署名することを忘れないでください。

評価

この段階で、貴博物館は認定の申請を行うための期間を概説しています。資格審査質問書への回答は、認定地位への申請ではありません。それは、貴博物館に申請資格があることの確認を要求していることを意味します。

提供された情報から、我々は、貴博物館が認定の対象となるかどうか、貴博物館が認定に向けて取り組んでいることを確認できるかどうかを判断します。追加情報が必要な場合は、審査担当者から連絡がきます。通常、資格審査の結果は6週間以内に通知されます。資格審査にそれ以上の時間がかかる場合

は、連絡いたします。結果の手紙または電子メールには、次のステップに関する情報が含まれています。

貴博物館が国立博物館のような名前を使用する、または使用を提案している場合、我々は通常、貴博物館への訪問を手配し、貴博物館が国立博物館への一般の期待と一致し、適切であるかどうかについて話し合います。このことは、貴博物館の資格審査が通常より時間がかかる可能性があることを意味します。

認定に向けた取り組み

貴博物館に認定資格がある場合：

1. 貴博物館は、確認書の日付から3年間有効な、認定に向けた取り組みを行っているとの確認を受けます。
2. 貴博物館は、我々とのすべての通信に使用する参照番号が与えられます。この番号は「T」から始まります。
3. 方針、計画および／または目標日の変更を含む本格的な認定申請に向けた進捗状況に関する年次更新を求められる場合があります。

イングランド芸術評議会は、同ウェブサイト上に、認定に向けた取り組みを行っている認定されている博物館の名前を公表します。

貴博物館の認定に向けた取り組みの地位は3年間のみ有効です。この時間内に認定申請が行われなかった場合は、貴博物館の地位を再評価します。

貴博物館が申請を時間内に完了できないと感じたり、追加の支援が必要な場合は、博物館開発プロバイダーまたは認定アドバイザーに連絡してください。

3年間の認定に向けた取り組み期間中に貴博物館の運営母体が変わった場合は、再度資格認定を申請する必要があります。

最初の申請を行うために必要なすべての方針と計画を作成し、関連する署名済みの議事録を準備するのは、予想以上に時間がかかる場合があります。

貴博物館が利用できる手引書、研修、資源および支援はたくさんあります。貴博物館の認定申請の手助けとなる助言やヘルプについては、18～19ページを参照してください。貴博物館が有料の博物館の専門家を雇用しておらず、認定指導者の支援が必要な場

開始にあたって

合は、この分野を早い段階でチェックすることをお勧めします。

貴博物館に資格がない場合

我々が、貴博物館に認定資格がないと判断した場合は、その理由をお知らせします。これにより、貴博物館に何が必要かを理解するとともに、認定をさらに求めているかどうかを判断できます。博物館の構成要件に関する簡易参照ガイドは、貴博物館が資格のフィードバックに対応するための変更を検討している場合に便利なチェックリストです。

ステップ 2

博物館の規模と種類の決定

以下の手引書では、博物館の規模と種類を色分けしてあり、貴博物館が提出する必要のある証拠が把握できるようになっています。

独立博物館 – タイプ 1-3

地方自治体博物館 – タイプ 1-3

大学博物館 – タイプ 1-3

国立博物館

国立様式博物館

すべての博物館

本標準には、すべての博物館に適用できる要素がいくつかあります。

以下の表の指標を使用して、貴博物館の規模と種類を決定してください。これにより、貴博物館の申請を適切に評価することが可能になります。

これらの指標には、英国内で運営されているさまざまな種類の博物館の財源、訪問者数、およびサービスが考慮されています。しかし、これらの指標には博物館が行うすべての事項が網羅されているわけではありません（例えば、収蔵品の規模は使用されていません）。

貴博物館は、対象のすべての指標を満たす必要はありません。貴博物館は 2 種類の間位置していると思うかもしれません。最善の判断を下して、貴博物館に最も近い指標を決定してください。

貴博物館の査定者らは貴博物館の査定をするためにこれらの規模と種類の指標を使用します。別の指標がより適切であると思われる場合には、評価の一環として貴博物館とこの点について話し合い、評価の基礎として使用する指標について合意します。

開始にあたって

独立博物館に関する指標

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
従業員	完全にまたはほとんどボランティアによって運営され、通常、認定指導員がサポートしている。	何人かの有給職員以外は、ほとんどボランティア従業員であり、認定指導員のサポートを受ける場合がある。	有給のシニアマネージャ、有給およびボランティア従業員
運営	受託者、または委任された運営委員会が運営。	受託者が直接的に、または委任された運営委員会が運営。	受託者または委任された委員会に報告する有給の館長／マネージャが運営。
運営予算	年間£30,000 以下	年間£30,000～£250,000	年間 £250,000 以上
開館日	季節限定または週末／特別イベント適切な場合 (例えば、刑務所、または「捕虜」軍事博物館)に開館	季節限定、または年間開館	年間開館、または季節限定
研修の提供	関連する講義／講演、学習グループは現場で歓迎	正式な学習提供、主題の専門家による講義／講演／イベントの提供	複数の教育および利用者団体への正式な学習提供、定期的な主題の専門家による講義／講演／イベントの提供
訪問者数	年間10,000人以下	年間49,999人以下	年間50,000人以上

開始にあたって

地方自治体博物館に関する指標

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
従業員	有給の専任学芸員／マネージャまたは同等のボランティア従業員	有給の専任学芸員／マネージャまたは同等のボランティア従業員	有給の上級マネージャ、学芸員や学習専門家を含む専門マネージャ
場所	サービス内の単一の場所または複数の支部博物館の1つ	サービス内の単一の場所または複数の支部博物館の1つ	サービス内の単一の場所または複数の支部博物館の1つ
運営	有給の博物館職員が運営	有給の博物館職員が運営	有給の博物館職員が運営
運営予算	年間 £100,000 以下	年間 £100,000～£500,000	年間 £500,000 以上
開館日	節限定および／または週末／特別イベント開館	季節限定、または年間開館	季節限定、または年間開館
研修の提供	正式な学習提供、主題の専門家による講義／講演提供	複数の教育および利用者団体への正式な学習提供、定期的な主題の専門家による講義／講演	複数の教育および利用者団体への正式な学習提供、定期的な主題の専門家による講義／講演
訪問者数	年間30,000人以下	年間99,999人以下	年間100,000人以上

開始にあたって

大学博物館に関する指標

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
従業員	完全にまたはほとんどボランティアによって運営され、通常、認定指導員がサポートしている。	有給職員とボランティア従業員であり、認定指導員のサポートを受ける場合がある。	有給のシニアマネージャ、有給およびボランティア従業員
運営	委任された運営委員会または運営部で運営され、教職員の一人が監督している。	委任された運営委員会または運営部で運営され、教職員の一人が監督している。	委任された運営委員会または運営部で運営され、教職員の一人が監督している。
運営予算	年間£30,000 以下	年間£30,000～£250,000	年間£250,000 以上
開館日	季節限定および／または週末／特別イベント／完全予約制開館	季節限定、または年間開館	季節限定、または年間開館
研修の提供	大学内での正式な学習提供、大学外での定期的な主題の専門家による講義／講演	大学内での正式な学習提供、大学利用者に加えて他の教育および利用者団体への提供、定期的な専門家による講義／講演および出版物	大学内での正式な学習提供、および大学利用者に加えて他の教育および利用者団体への提供、定期的な専門家による講義／講演および出版物
訪問者数	年間10,000人以下	年間49,999人以下	年間50,000人以上

国立博物館

英国の国立博物館は国内法に準拠しており、中央政府または権限委譲された政府の資金を直接受け取っています。

貴博物館は、国立機関に適切と思われる施設を訪問者に提供し、国内および国際的に重要な収蔵品を保持および取得し、展示会や展示、学習および研究の機会を通じて優れた触れ合いの機会を提供します。また、特定の主題に関する専門知識を他の博物館、ギャラリー、および収蔵品に提供することも求められます。

国立博物館は追加の質問に答える必要があります。これらは、貴博物館の種類を「国立」として選択すると、オンライン申請および回答書式として開きます。

国立様式博物館

国民は、その規模、範囲、提供物の観点から、国立の名前を持つ博物館に大きな期待を寄せています。

国立様式博物館とは、英国や権限委譲された政府にかかわらず、政府の一部門から直接資金提供を受けおらず、一次法により設立されていない博物館を意味します。この種の博物館は、全国的に重要な意味を有し、国立様式の名前を使用しています。国立様式博物館の名前には、次の単語または同等の単語が含まれます。

International, World, Nation, National, Europe, European, Commonwealth, Empire, United Kingdom, Great Britain, British, England, English, Wales, Welsh, Cymru, Cymreig, Scotland, Scottish, na h-Alba, Ulster, Northern Ireland, および Northern Irish.

国立様式博物館は、独立したものであったり、地方自治体または大学が運営しているものがあったりするため、特定の運営形態には属しません。あらゆる面において、国立様式博物館は国立博物館に匹敵する施設、収蔵品、サービスを提供する必要があります。

国立様式博物館は追加の質問に答える必要があります。これらは、貴博物館の種類を「国立」として選択すると、オンライン申請および回答書式として開きます。

ステップ 3

認定申請書の作成

この手引書を読み、認定のさまざまな要件を満たすために提供する必要のある証拠をよく理解してください。以下に、申請や回答を送る際に役立つと思われる手順のリストを作成しました。

- 一人で進めないで、計画全体を通してできる限り、チームを巻き込んでください。
- 認定指導員がいる場合は、相談してください。また、認定評価機関、博物館開発プロバイダー、または認定アドバイザーからサポートを受けることができることを忘れないでください。
- 基準を満たすために提供する必要のある証拠をよく理解してください。
- 追加のサポートが必要だと思われる場合は、助言を受けたり、助けを求めたりしてください
- 方針や計画、および手順が最新であることを確認してください。
- 認定指導員を必要とする場合は、認定評価機関、博物館開発プロバイダー、または認定アドバイザーに連絡してください。
- 方針の修正と運営母体による正式な承認のための時間を確保してください。

貴博物館は、オンラインシステムから認定申請を行うよう求められます。これにアクセスする方法の詳細については、資格確認書または回答要求書に記載されています。

我々は、例外的な状況であり、関連する評価機関と事前に合意した場合にのみ、ハードコピーまたは電子メールでの申請を受け付けます。申請書または回答をウェールズ語で提出することを希望する場合は、事前にウェールズ政府にご連絡ください。

評価機関のウェブサイトから、申請に関する質問のコピーをダウンロードできます。

提出物には、運営母体の一員または運営母体に代わって署名する権限を与えられた個人の電子署名が必要です。

申請書式への記入

書式の最初に、貴組織の連絡先の詳細と、貴組織に対して選択した規模と種類を記入する必要があります。上級代表者および評価過程期間中の我々との主要な連絡先として指名された人物の連絡先の詳細を尋ねます。

初めて申請する場合は資格参照番号（「T」番号）を、

回答する場合は認定番号を含める必要があります。

多拠点サービス

我々は、サービスではなく会場に認定を付与します。貴博物館が、地方自治体のサービスなど、法人が運営する一連の博物館団体に所属している場合は、各支部の博物館に対して、個別に申請または回答を依頼します。団体内の他の博物館と文書を共有する場合、団体の主博物館がこれらをアップロードするだけで済みます。他のすべての博物館は、文書を再度アップロードするように求められた場合は、その申請書にこれを相互参照するだけです。貴博物館が回答を提出する場合は、博物館団体全体と特定の貴博物館について、概説した行為に関する進捗状況を報告するように求めます。

国立博物館当局

イングリッシュヘリテッジ、ナショナルトラスト、またはスコットランド歴史環境協会などの国立博物館当局に代わって申請する場合は、2段階の評価が行われます。まず、法人の方針および計画等のサービス全体に対して運営される要素を中心とする回答を提供するよう求めます。貴博物館が個別の施設にある場合は、同場所の具体的な詳細を対象とする申請書または回答の簡略版を提供することを求めます。なお、貴博物館の組織はこれについてより多くの情報を提供することができます。

承認の証拠

認定申請書では、標準の9つの要素のそれぞれをどのように満たしているかについての証拠を提供するよう求められます。場合によっては、関連する方針と慣行が整っていることを確認するだけで済みます。また場合によっては、貴博物館の将来／事業計画、または貴博物館の収蔵品開発方針など、特定の重要な文書のアップロードを求める場合もあります。これを依頼された場合は、運営母体、または、例えば、議長や、委員会の一員等の承認された個人が署名する関連の委任小委員会からの承認の証拠を提出する必要があります。

適切な証拠は、組織に応じて書式が異なる場合があ

ります。

- 議事録一式の署名済みコピー（署名済み議事録）
- 編集された議事録一式の署名済みコピー（署名済み議事録）
- 会議の日付、項目番号、および同項目の完全な議論（編集を除く）（署名済み議事録）
- 公開された（インターネット）決定文書（通常、地方自治体） - これらは実際には署名されていない場合がありますが、公開は承認の証拠と見なされます。
- 署名済みの未公開の決定文書（通常、地方自治体や大学）
- 計画、方針などが運営母体によって承認されたこ

とを示す、適切な個人からの署名済み表明

- 「署名済み」とは、次のことを意味します。
- 適切な個人による紙の文書上の実際の署名
 - 実際の署名が存在する文書のコピーまたはスキャン
 - 署名されていない議事録が添付された適切な個人からの識別可能な電子メールであって、
 - これらの議事録、編集された議事録、または議事録からの抜粋は特定の日に承認されたことを表明する電子メール
 - 適切な個人からの識別可能な電子メール

ヘルプを求める

連絡先

申請や回答を記入するのに役立つ助言とサポートがあります。各評価機関は、それぞれの地理的領域を対象とするアドバイスチームを提供しています。詳細については、以下から入手してください。

イングランド

イングランド芸術評議会

<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme>

Email: accreditation@artscouncil.org.uk

国立博物館ではない博物館の認定に関する助言については、地域の博物館開発プロバイダーにお問い合わせください。

<https://www.artscouncil.org.uk/museum-development-programme/museum-development-providers>

個々の博物館開発プロバイダーの地域のウェブサイトを参照してください。

北アイルランド

北アイルランド博物館カウンシル

<https://www.nimc.co.uk/>

Email: devofficer@nimc.co.uk

スコットランド

スコットランド博物館ギャラリー

<https://www.museumsgalleriesscotland.org.uk>

Email: accreditation@museumsgalleriesscotland.org.uk

マン島とチャンネル諸島

イングランド芸術評議会

<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme>

認定に関する助言については、博物館認定担当マネージャに連絡してください。

Email: accreditation@artscouncil.org.uk

ウェールズ ウェールズ政府

<https://gov.wales/topics/culture-tourism-sport/museums-archives-libraries/?lang=en>

Email: MALD@gov.wales

英国国立博物館

イングランド芸術評議会

<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme>

国立博物館の認定に関する助言については、博物館認定マネージャーにお問い合わせください。

Email: accreditation@artscouncil.org.uk

認定指導員

貴博物館にサポートする認定指導員（以前は博物館指導員）がいる場合は、認定申請または回答を検討して場合、同認定指導員に連絡してください。認定指導員らの役割は、認定に向けて最初に取り組んだり、新しい申請書を準備したり、その後の応答を行ったりするときに、どのようにヘルプや手引きを見つけるかについての助言や道筋を提供することにあります。

認定指導員は、有償の専門家の助言を受けられない小規模な博物館をサポートします。これに関する説明については、要件 1.3 を参照してください。博物館は独自の指導員を見つける責任がありますが、認定評価機関、博物館開発プロバイダー、または認定アドバイザーは、このことをどのように行うか、何が必要なのかについての詳細情報を提供できます。

承認されている認定団体

また、以下は、貴博物館の申請のサポートを承認されている認定団体です。

- 独立博物館協会 (AIM)
<https://www.aim-museums.co.uk>
- 収蔵品トラスト
<https://collectionstrust.org.uk/accreditation>

貴博物館の評価機関または博物館開発プロバイダーにも、さまざまな一連の支援団体があります。

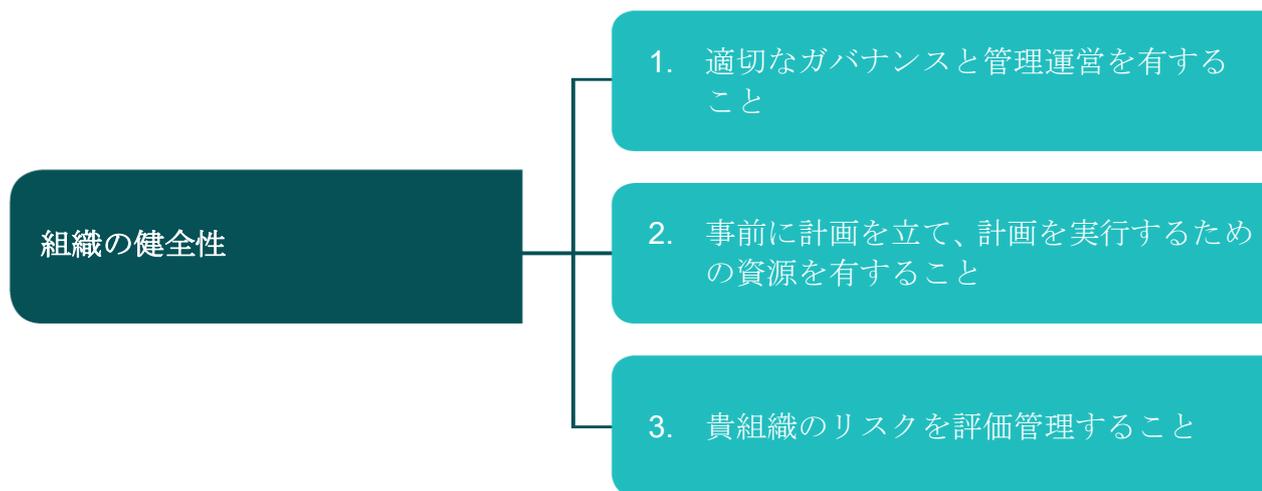
アクセスの支援

アクセスが必要な方には、アクセスに関する支援を提供します。貴博物館が、申請や回答を行う際に何らかの障壁を経験している、または予想される場合、または詳細情報が必要な場合は、評価機関に連絡してください。

認定基準要件1～3に関する手引書：組織の健全性

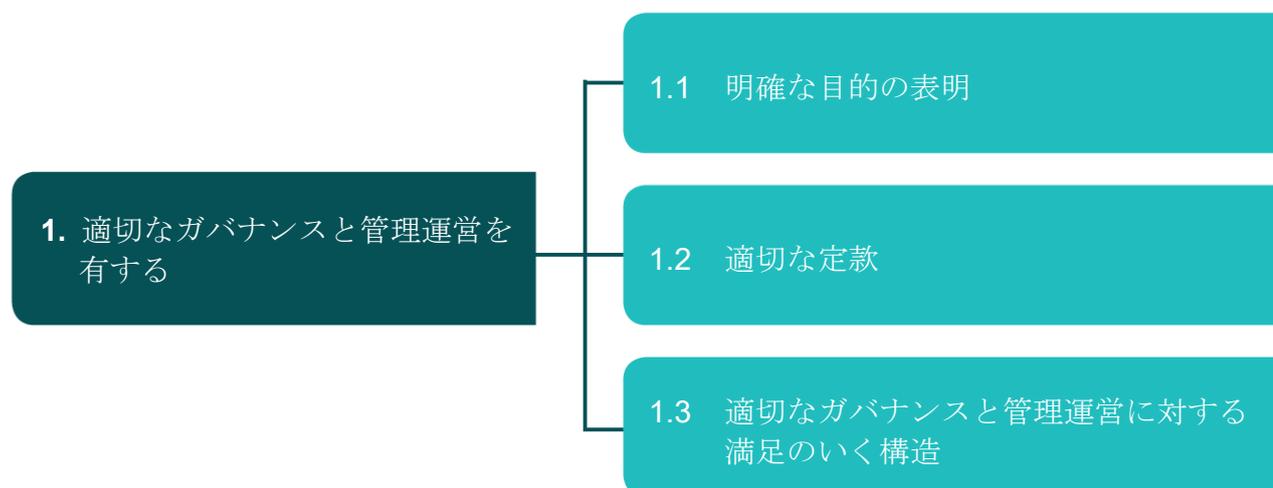
認定基準の最初の3つの要件は、博物館の運営方法、ガバナンス、および管理運営です。貴博物館は、事前に計画を立てる方法、計画を実行するための資源を確保する方法、ならびに貴組織のリスクの評価お

よび管理する方法に関する証拠を提供する必要があります。



1 適切なガバナンスと管理運営を有すること

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



1.1 明確な目的の表明

すべての博物館

基準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
1.1 目的の明確な表明	目的の表明は、博物館が存在する理由とその目的を定義します。これは、すべての意思決定と活動を支えるだけでなく、組織全体および利害関係者と利用者に対して明確に伝達され、理解される必要があります。	これは通常、運営規約文書にあり、主要な方針および計画文書に表われることが期待されます。貴博物館は、この目的の表明が、運営規約文書、将来計画、事業計画のいずれの重要文書、ならびに収蔵品開発方針に存在するのかを我々に知らせる必要があります。

独立博物館 - タイプ 1-3

チャリティおよびチャリティ法人（CIO）は、その目的の表明（「単独の目的」または「複数の目的」として知られている）を含む定款によって律されています。これは少し前に書かれた可能性があり、方針および計画文書で使用するための使命記述書（ミッションステートメント）として書き直された可能性があります。これは通常、強調と言語の使用の変更によるものです。

チャリティ目的／目的の表明が書き直された場合でも、意義が変更されるべきではありません。

地方自治体博物館 - タイプ 1-3

地方自治体内のさまざまなレベルで、いくつかの異なる目的の表明が存在する場合があります。最大3つのレベルが存在する場合があります。これが当てはまる場合は、関連するすべての文書のコピーを提出してください。

- 評議会の文化的戦略（または同等のもの）を律する目的の表明
- 博物館のサービス計画文書を律する文化的戦略（または同等のもの）に由来する目的の表明
- 博物館サービスの包括的な目的の表明をサポートする個々の博物館の目的の表明

大学博物館 - タイプ 1-3

目的の表明は通常、関連する委員会の付託事項、または寄付または遺贈事項の中にあります。

国立博物館

国立博物館は通常、議会法または勅許によって管理運営され、その目的の表明（「単独の目的」または「複数の目的」として知られている）を含む定款によって律されるチャリティとして設立されています。

国立様式博物館

これは、貴博物館の適切なガバナンスの種類に関連します。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、申請書と一緒に提出される文書を調べて、目的の表明が運営規約文書から将来計画／事業計画および収蔵品開発方針などの主要な計画案や方針文書にいたるまで、明確に反映されていることを確認します。
- 「単純な」目的の表明がより複雑な表明から作成されている場合、コアの目的が保持されていることを確認します。
- 目的の表明が、より詳細または集中的な補助的表明または使命（ミッション）によってサポートされている場合、コアの目的がどのように維持されているかを確認します。

1.2 適切な定款

すべての博物館		
基準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
1.2 適切な定款	<p>博物館は、公衆に利益をもたらす、収蔵品を含む資産を保護するために存在する長期的な組織です。</p> <p>定款は、長期的な公共の利益と収蔵品の保護に向けた組織の意図を定めた法的文書であるため、博物館にとって重要です。</p> <p>貴博物館の運営規約文書は、このことを可能にするものでなければなりません。</p>	<p>これは貴博物館の運営規約文書を指します。これは、組織の目的と、通常、それがどのように管理されるかを定めた法的文書です。</p> <p>我々は、この文書を見て、貴博物館の初めての申請なのか、直近の回答と変更があるのかを確認します。貴博物館は、最新の承認済みバージョンのコピーを提供する必要があります。貴博物館の運営規約文書が直近の提出物と変更がない場合は、再確認する必要はありません。</p> <p>現在の貴博物館の運営規約文書は、以下の定款の基準を網羅している必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公益のために存在すること。 2. 収蔵品と資産の適切な保護を示すことができること。 3. 博物館を運営し、収蔵品と資産を保持する権限を有している。これらの権限には透明性があり、私的利益のために資産または利益を分配する権限は含まれないこと。 4. その行為に関しては、法定規制または司法手続きの対象となること。 5. 長期的な目的を持つ永続的な組織であること。

定款の取り決めの詳細については、博物館の定款とガバナンスの取り決め(2018年11月に発行された、英国認定パートナーシップを代表してイングランド芸術評議会が委託した **Alchemy Research and**

Consultancy の **Dawn Langley** の著となる)を参照してください。これは、博物館開発プロバイダー、認定アドバイザー、または評価機関から入手できます。

独立博物館 - タイプ 1-3

チャリティおよびチャリティ法人(CIO)は、定款によって律されています。これは貴博物館の運営規約文書であり、組織の目的と、通常は、それがどのように管理されるかを定めた法的文書です。

該定款は、収蔵品を保持および/または所有し、その主たる目的または従属条項のいずれかの中で博物館を運営する権限を付与します。貴博物館が登録/認証されたチャリティである場合は、関連する規制当局(チャリティ委員会、スコットランド規制当局)にも登録する必要があります。

貴博物館は運営規約文書のコピーを提出する必要があります。

登録が不可能な場合、博物館は英国歳入関税庁(HMRC)からチャリティとしての承認がある旨を証明する必要があります。

<https://www.gov.uk/charity-recognition-hmrc>

地方自治体博物館 - タイプ 1-3

地方自治体の博物館は、関連する議会制定法または命令(北アイルランド)を通じて博物館を運営する権限を持っていると見なされます。

- ・ イングランドとウェールズ：1964年の公共図書館・博物館法。1972年地方自治法
- ・ スコットランド：1887年の公共図書館統合(スコットランド)法
- ・ 北アイルランド：1998年の博物館とギャラリー(北アイルランド)法

地方自治体の博物館の主要当局は、権限が委任されている町、コミュニティ(ウェールズ)、または教区議会である場合があります。地方自治体はまた、適切な地方自治体法を通じて博物館を運営する権限を持っている場合があります。

貴博物館の定款の取り決めが直接管理されているか契約されているかにかかわらず、博物館の現在の運営規約文書を添付する必要があります。これは、同博物館の定款のコピーとして、または関連する議会制定法、命令、または地方自治体法への参照として提供される場合があります。場合によっては、博物館がチャリティとして設立され、地方自治体が唯一の受託者の場合があります。この場合、公益信託(チャリタブル・トラスト)に博物館を運営する権限を与える地方自治体による法的契約書を確認する必要があります。

我々が契約上の取り決めを明確に理解できるように、貴博物館は地方自治体と運営組織との間の契約書のコピーを提供する必要があります。これには、管理またはサービスレベル契約、または収蔵品貸与契約などの文書が含まれます。

大学博物館 - タイプ 1-3

資格基準が満たされた場合、大学は博物館を運営する権限を所有するとみなされます。その運営規約文書は、通常、関連する委員会の付託事項、または寄付または遺贈事項の中にあります。

貴博物館の運営規約文書のコピーを提出する必要があります。

国立博物館

国立博物館は通常、議会制定法または勅許によって律され、「単独の目的」または「複数の目的」として知られる目的の表明を含む定款によって導かれるチャリティとして設立されます。

規制機関は、チャリティ委員会やスコットランドのチャリティ規制当局（OSCR）ではなく、当該の議会法が由来する英国議会または、権限委譲された議会です。

運営規約文書のコピーを提出する必要があります。

国立様式博物館

貴博物館の運営規約文書は適切なガバナンスの種類に関連します。

我々が確認しようとしていること

- 運営規約文書が最新の承認済みバージョンであることを確認します。
- 貴博物館より提供された情報が、関連する規制機関が保持している情報と一致することを確認します
- 組織の名前が貴博物館の運営母体と一致していることを確認します。
- 関係のある組織または補助的な組織（例えば、収蔵品を保持している信託）があるかどうかを確認します。
- 貴博物館のガバナンスの取り決めが明確かどうかを確認します。
- 貴博物館の定款が博物館を運営する権限を付与しているかどうかを確認します。
- 貴博物館の資産と収蔵品に対して大衆が接する機会がどのようなものかを確認します。
- 貴博物館の定款が、資産と収蔵品を保持する権限を付与しているかどうかを確認します。
- 貴博物館の資産と収蔵品適切に保護され、公共の利益のためにのみ利用されているかどうかを確認します。
- 運営規約文書に基づいて運営母体が設立されているかどうかを確認します。
- 貴博物館の定款に長期的な目的がうたわれているかを確認します。

1.3 適切なガバナンスと管理運営に対する満足のいく構造

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
<p>1.3 ガバナンスと管理運営に対する満足のいく構造</p>	<p>正式な意思決定と説明責任を可能にするために、適切な権限、役割、および責任を概説する管理運営構造が整っている必要があります。</p> <p>貴博物館を効果的に運営するには適切な数の従業員が必要であり、その責任を果たすためには効果的な雇用方針、計画、手順、役割が整っている必要があります。</p>	<p>貴博物館は、管理運営に関する取り決めについて記載する必要があります。</p> <p>また、決定を承認する権限と責任を誰が持っているかを確認し、これを証明する文書を提出する必要があります。</p> <p>また、博物館の方針と計画を承認する権限を誰が持っているかを示す必要があります。</p> <p>別の組織が博物館を運営している場合は、我々は、当該組織と運営母体との間の承認済みの契約書を確認する必要があります。</p> <p>貴博物館は、方針の策定と意思決定に関して、博物館の専門家からどのように助言を得るのかを示す必要があります。</p> <p>認定指導員がいる場合は、署名済みの指導員契約、任命を確認する署名済みの議事録、および指導員報告書を提出する必要があります。</p> <p>また、人員採用、任命、研修の必要性の特定、研修、学習と能力開発、ならびに後継者育成計画のための取り決めを確認する必要があります。</p> <p>貴組織または従業員名簿のコピーを提供する必要があります。</p> <p>貴博物館は、特定の役割と責任を概説した、書面によるボランティア契約書または同等の文書のコピーを提出する必要があります。</p>

組織の健全性

我々は、博物館の専門家の経験が貴博物館の規模と種類に適しているかどうか、そして、博物館の専門家と貴博物館の運営母体との間に明確な連絡ラインがあるかどうかを確認したいと思っています。存在する助言のレベルが、貴博物館や収蔵品の規模、範囲、脆弱性、ならびに価値に適したものでなければなりません。有給の専門職員が不在の小規模な博物館の場合、認定指導員を任命することでこれに対応できます。

博物館の専門家は、認定の中で次のように定義されています。

- 博物館で少なくとも3年間働いており、学芸員／管理職レベルでの経験を有する。この経験は、組織の健全性、収蔵品の管理、または利用者とその経験の3つの基準内のどれでも構いません。

- 自身の知識、スキル、経験を最新の状態に維持していることを示す個人的な学習と能力開発への深い関与

博物館の専門家（認定指導員を含む）は、博物館の運営母体において、投票権を持つ一員になることができます。

我々は、認定指導員が少なくとも年に1回は運営母体会議に出席するとともに、少なくとも年に1回は博物館を訪問することを期待しています。貴博物館の申請書または回答に認定指導員の報告書を添付することを求めます。これは、オンライン書式にアップロードするか、認定評価機関に個別に提出することができます。

独立博物館 - タイプ 1-3

運営母体が博物館を管理運営するための管理運営委員会を設置した場合、またはこれが法的に別個の組織によって管理されている場合、我々は、運営母体からの明確で合意された委託事項と責任を確認する必要があります。

タイプ1の独立博物館への期待は、それらが完全に、またはほとんどがボランティアによって運営されることで、その運営は、通常、認定指導員による支援を受けています。タイプ2には有給の職員とボランティアの職員が混じっていることが多く、認定指導員の存在も適切です。タイプ3の場合、博物館は有償の博物館の専門家を雇用することが期待されます。

貴博物館の運営母体がどのような関わりを認定指導員を持っているのかを確認します。

地方自治体博物館 - タイプ 1-3

権限系統は、内閣モデル、または評議会モデルが稼働しているかどうかによって異なります。我々は、運営母体（評議会）から博物館活動への権限と承認系統のリンクがどのように機能しているのかを確認します。これは通常、評議会の委託事項とその譲渡制度の中で定義されています。

有給の博物館の専門家がいないとなりません。しかし、一つの部局が多数の施設を管理している場合、すべての個々の博物館は、博物館の専門職員を利用できる限り、博物館の専任職員を雇用していることを期待されておらず、これは規模と種類に依存します。

大学博物館 - タイプ 1-3

全体的な運営母体は通常、大学評議会または評議会であり、運営母体から博物館活動への明確な権限系統を確認します。大学には特定の管理委員会があり、委任された権限が承認の対象であるかを確認します。

博物館が教育の役割の一部として大学職員によって運営されている場合、博物館に対する彼らの責任が、彼らの職務明細書に明確に含まれていることが期待されます。

国立博物館

国立様式博物館

これは、貴博物館の適切なガバナンスの種類に関連します。

貴博物館は幅広いコアな活動を対象とする複数の博物館専門家を雇用していることが必要です。

貴博物館での研究をサポートするためにどのような人員配置が行われているのかを知らせてください。

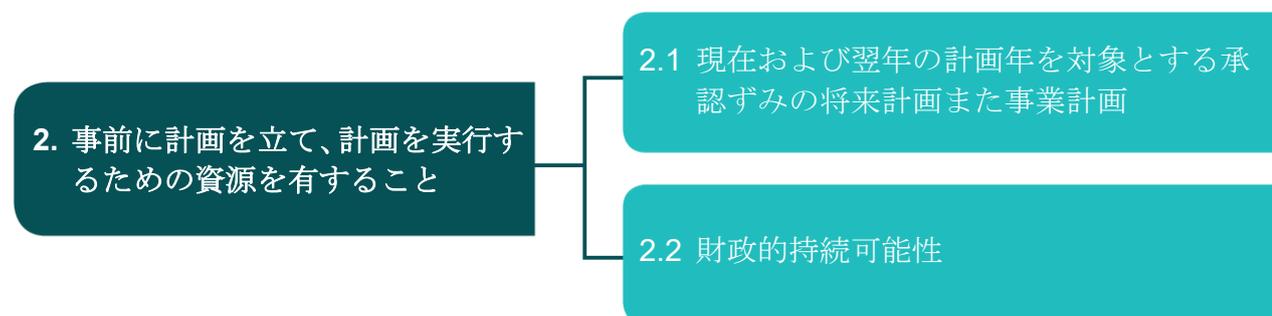
貴博物館の専門職員が他の博物館、ギャラリー、収蔵品に対して専門家の助言を提供しているのかを説明してください。このことは、認定指導を通じても可能ですが、貴博物館がどのように支援を提供しているのかを示す幅広い他の方法があります。

我々が確認しようとしていること

- すべての管理委員会と小委員会に対して、委任事項を伴う委任された権限の明確な証拠を確認します。
- 方針文書を承認する権限と責任を誰が、またはどの団体が持っているかを確認します。これには、小委員会、職員、またはボランティアに委任する決定が含まれる場合があります
- 法的に別の管理機関が博物館を運営する場合、例えば、サービスレベル契約などの承認済みの契約を確認します。これにより、誰がどの機能に責任を持ち、誰が何に対して支払いをするか、そして儲けたお金がどこに向けられているのかを示す必要があります。収蔵品の所有権と収集された項目の所有権を持つのが誰のか明確でなければなりません
- 貴博物館の運営母体が、貴博物館の規模と種類に適した政策立案のための博物館専門家の助言を利用できることを確認します。
- 貴博物館の組織構造に一貫性があり、最新であり、貴博物館の規模と種類に適していることを確認します。
- 貴博物館の将来計画や事業計画を、貴博物館の規模と種類に適した形で効果的に実行できる十分な役割が従業員にあるかどうかを確認します。
- 空席／欠員の数を確認し、これらの空席を再度埋める計画があるか、またはこれらの欠員の影響を軽減するための計画を検証します。
- 募集、採用、研修の必要性の特定、研修、学習と能力開発、および運営母体の後継者育成計画、有給職員ならびにボランティアについての適切な戦略と手順が整っているかを確認します。
- 認定指導員がいる場合は、彼らが正式に任命されているかを確認するだけでなく、専門家の助言をどのように得て、その助言をどのように意思決定に使っているのかを確認します。
- 該当する場合は、認定指導員報告書を貴博物館の申請書または回答に添付することを求めます。

2 事前に計画を立て、計画を実行するための資源を有すること

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



2.1 現在および翌年の計画年を対象とする承認済みの将来計画または事業計画

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
2.1 現在および翌年の計画年を対象とする承認済みの将来計画または事業計画	博物館は長期的に効果的に計画を立て、変化する環境に適応できるようにする必要があります。 将来計画または事業計画は、組織の主要な目標と目的、およびそれらが特定の時間と特定の予算でどのように実行されるかを示します。 貴組織が将来をどのように計画しているのかを理解できるように、それらを確認します。	将来計画または事業計画には、さまざまな形態と形式があります。貴計画は、貴博物館の規模、ならびに貴博物館の活動の内容、規模そして大志にふさわしいものでなければなりません。 将来計画または事業計画のための標準的なテンプレートはありません。我々は、特定の要素を確認する必要がありますが、それは貴文書です。貴計画に他の要素を使用する場合は、それらを含めてください。 純粹に認定目的だけに、貴博物館が計画を作成することを期待していません。

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
2.1 現在および翌年の計画年を対象とする承認済みの将来計画また事業計画		<p>貴博物館の将来計画／事業計画は、運営母体によって承認され、以下が含まれている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目的の表明 • 計画の対象期間 • 計画の期間中に達成したい主な目的 • これらの目的をどのように達成するか • 人、設備、資金を含め、これらの目的を達成するために必要なもの • 現在および翌計画年の予算 • 検証日 <p>将来計画／事業計画のコピーと、運営母体からの署名済み承認を提出する必要があります。</p> <p>貴博物館の目的の表明と主要な目標は運営母体、または委任された決定事項の実行を承認されたものによって承認されなければなりません（1.3 項を参照）。</p> <p>特定の目標と予算は 1 年以内に変更される可能性があるため、これらの要素は正式に承認されている必要はありません。</p>

独立博物館 - タイプ 1-3

小規模な組織は、より大きな組織が提出するような規模の将来計画や事業計画を提出することを期待されませんが、前のページで説明した要素はなければなりません。

地方自治体博物館 - 物タイプ 1-3

地方自治体の構造内には、複数の計画と計画サイクルが存在する可能性があります。文化的戦略などでは、計画の状況を提供するのが一般的です。

貴自治体により広範なサービスまたは分割計画がある場合は、個々の会場計画を確認するか、より大きな計画内での活動を区別できるようにする必要があります。申請または回答の一環として、計画のすべてのレベルと適切な承認を確認する必要があります。

大学博物館 - タイプ1-3

大学博物館には複数の計画と計画サイクル内で運営される可能性があります。通常、大学が文化的戦略や計画の状況を提供します。

次に大学または学部が自らの計画に基づいてこれに対応します。

状況がどうであれ、博物館の計画が大学の戦略または計画に密接に関連することを確認したいと思います。申請または回答の一環として、計画のすべてのレベルと適切な承認を確認する必要があります。

国立博物館

国立様式博物館

我々は、将来計画または事業計画のための社内外の利害関係者との正式な協議プロセスが存在することを確認したいと思います。

また、計画の検証の仕組みが整っていることと、業績を監視し、この情報を使用してサービスを改善する方法を確認します。

貴博物館は、貴計画が国民の願望と実現を目指していることを示す必要があります。

我々が確認しようとしていること

- 目的の表明が運営規約文書と一貫しているかどうかを確認します。
- 将来計画または事業計画の要素を調べて、博物館の規模と種類に適切であるかどうかを確認します。
- 目標、目的、および資源との間に明確な関連性があるかどうかを確認します。
- 目標を達成するための行動と資源計画があるかどうかを確認します。
- 計画が関連する戦略、各種計画および方針に効果的に関係することを確認します。
- 計画の承認のための明確なプロセスが実施されている事実（ガバナンスの種類に適している）ならびに付随する承認の証拠を確認します。
- 将来計画または事業計画が、少なくとも現在および翌計画年度をカバーしていることを確認します（博物館独自の財務および計画サイクルに準じて）

2.2 財政的持続可能性

すべての博物館

標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
2.2 財政的持続可能性	<p>博物館は生き残るのに回復力があり、持続可能でなければなりません。博物館が財政的に持続可能であり、将来計画や事業計画を実行する財源を有することを証明できなければなりません。</p> <p>これにより、貴博物館が長期的な展望を持つ組織であることが示され、収蔵品を非倫理的に販売したり、担保として使用したりしていないことが確認できます。</p>	<p>利用可能な過去2年間の財務計画会計のコピーを提供する必要があります。これには、貴博物館の運営に関する過去2年間の最終的な収入と支出（または公開された年次決算への Web リンク）が記載されている必要があります。</p> <p>予算の規模に関係なく、収入と支出は明確でなければなりません。</p>

独立博物館 - タイプ 1-3

チャリティ委員会／スコットランド慈善規制当局などの適切な規制当局に要求される、過去2年間の監査済み年次会計が必要になります。

貴博物館の運営予算がチャリティ規制当局の報告基準を下回っている場合、年次会計を監査する必要はありませんが、チャリティ団体の報告要件を満たしていること、および／または会計記録を保持していることを示す必要があります。

地方自治体博物館 - タイプ1-3

過去2年間の実際の最終的な収入と支出が必要になります。評議会の予算書は受け入れられませんが、証拠は運営母体の手順に準拠していなければなりません。

特定の博物館関連の活動と支出に関する原価中心点の内訳の詳細を提供する必要があります。

大学博物館 - タイプ1-3

過去2年間の実際の実績の最終的な収支が必要になります。

国立博物館

公開された過去2年間の年次決算が必要になります。

国立様式博物館

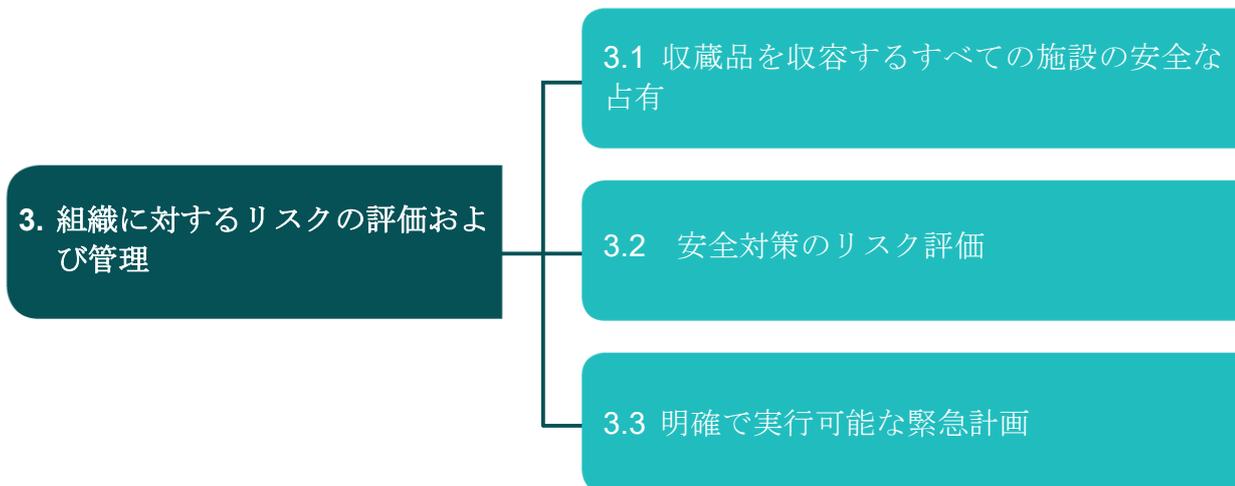
公開された過去2年間の年次決算が必要になります。

我々が確認しようとしていること

- 貴博物館が、財務をどのように管理し、これをどのように特定の目標に割り当てているのか確認します。
- 会計報告が、保存、展示、施設のメンテナンス、運営などの博物館の活動への支出を示すのに十分詳細であるか確認します。
- 貴博物館の財政的持続可能性を調べるとともに、1つの資金源に過度に依存していないこと、およびこの資金源が利用できなくなった場合に、明確な緩和戦略の実施をとらせた関連リスクが考慮されていることを確認します。
- 収蔵品が担保として使用されていないことを確認します（ローンの返済の担保として何かが提供されている場合）。
- 収蔵品が非倫理的な販売による収入源として使用されていないか確認します。

3 組織に対するリスクの評価および管理

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



3.1 収蔵品を収容するすべての施設の安全な占有

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
3.1 収蔵品を収容するすべての施設の安全な占有	収蔵品の長期保存を保証するために、貴博物館の占有の取り決めが、展示や保存した収蔵品を安全に保ち、効果的な将来計画を可能にするに十分でなければなりません。	<p>貴博物館は、収蔵品を収容しているすべての建物の占有情報を確認するように求められます。</p> <p>占有の取り決めが 12 か月未満の場合、収蔵品の長期的な保護を保証するための緊急時対応計画の概要を説明するように求められます（例えば、将来計画または事業計画における緊急時対応計画）。</p>

組織の健全性

土地法と所有権に関連する法的定義と意味は、英国全体、特にスコットランドとイングランドの間で異なるため、占有の取り決めは次の場所にあります。

- 土地に対する自由土地保有権文書の絶対権原（スコットランド）
- テナント
- 借地権
- ライセンス
- 占有許可（国防省）
- 他の形態のテナント契約

我々が確認しようとしていること

- 複雑な場合や、以前の評価に課題が強調されている場合を除いて、通常、書面による占有条件の確認を求めることはありません。
- 長期的な取り決め（通常は少なくとも 12 か月）が実施されていることを確認します。
- 短期または非常に短い通知期間で、収蔵品の長期的な保護を保証するための緊急時対応計画の証拠を含む、将来計画／事業計画内でリスクがどのように管理されているかを確認します。
- 正式な書面による合意なしに建物が占有されていないかどうか、およびどのような証拠または説明が提供されているかを確認します。
- 貴博物館を訪問する場合、すべての建物の収蔵品が含まれていることを確認します。

3.2 安全対策のリスク評価

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
3.2 安全対策のリスク評価	<p>セキュリティのリスク評価は、収蔵品と貴博物館の長期保存を保証する重要な部分です。この評価は、収蔵品、人、建物への脅威を特定するとともに、その脅威に対処するまたは軽減するものでなければなりません。</p>	<p>セキュリティに関する助言の適切な情報源は、博物館や収蔵品の規模、範囲、脆弱性、価値によって異なります。</p> <p>助言は、従業員、訪問者、建物、収蔵品（店舗、展示、オフィス、屋外）に対する取り決めならびに収蔵品情報を対象とする必要があります。</p> <p>これらすべての分野の取り決めは、少なくとも5年に1度見直す必要があります。</p> <p>例えば、将来計画や事業計画から証明書を提供することにより、推奨事項がどのように実装されたか、または実装されるかを示す必要があります。</p>

組織の健全性

セキュリティに関する助言はさまざまな形態で提供されます。可能であれば、専門家の助言を受けてください。これらの助言は以下から受けられます。

- 貴博物館の専門家、または別の博物館の専門家
- 現地の警察連絡／生活安全担当官
- 貴博物館の警備保障または保険会社
- イングランド芸術評議会の安全担当官

セキュリティに関する助言では、建物の物理的なセキュリティから、例えば、貴博物館の収蔵品の中の最も貴重な物品のリストなどの機密情報等の、収蔵品に関して保持している情報をどのように保護するかまで、貴博物館とその収蔵品のすべての側面を確認する必要があります。

専門家の助言が得られない場合は、従業員、訪問者、建物、展示中と保存中の収蔵品、ならびに、貴博物館の性格、収蔵品、および該収蔵品に関して保持している情報について、リスク評価を行ってください。収蔵品トラストは、セキュリティ監査とセキュリティの道具一式に関する情報とテンプレートをもっています。専門家の助言が得られず、リスク評価の結果、低リスクであることが判明した場合は、これらの資源を使用してください。

セキュリティ報告書は、口頭での推奨事項、独自の監査、またはセキュリティ専門家から受け取った正式な報告書から作成したメモから作成できます。我々は、貴博物館に対して、オンライン書式でこれを送信するように依頼することはありません。

貴博物館を訪問する際に、貴博物館のセキュリティ評価を確認します。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、検証が、セキュリティのすべての側面をカバーするだけでなく、貴博物館の規模と種類ならびに貴収蔵品の規模に比例していることを確認します。
- 推奨事項を実装するための計画が整っていることを確認します。
- どれだけの推奨事項が実装されたかを尋ねるとともに、推奨事項から派生するから行動が、将来計画または事業計画に反映されているかを確認します。
- 貴博物館の計画が過去 5 年以内に検証されているかを確認します。

3.3 明確で実行可能な緊急計画

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
3.3 明確で実行可能な緊急計画	<p>テスト済みの緊急計画を立てることで、緊急事態や災害状況に迅速かつ効果的に対応し、人、収蔵品、収蔵品情報、および建物を保護することが可能です。</p>	<p>緊急時の計画は、貴博物館の規模と収蔵品の構成に適していること。その中には以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職員とボランティア、訪問者、収蔵品、収蔵品情報に関する取り決め • 脅威についてのリスク評価 • 計画がどのように承認、維持、伝達、テストされ、職員やボランティア、および緊急サービスに利用可能になるかに関する情報 • 緊急サービスとどのように連携しているか • 例えば、建物を別の機関と共有している場合など、貴博物館の計画が他の関連する緊急計画とどのようにリンクしているか • 財貨救出の優先順位の理解および損傷した物品の応急処置手順に関する情報 • 検証手順と検証日 <p>緊急計画が対象とする要素と、それが最後に検証されたのはいつかを確認する必要があります。</p>

組織の健全性

貴博物館の運営にどのような脅威が潜んでいるかを検討および評価する必要があります。通常、これらの脅威には、火事、水、盗難、ならびに破壊行為が含まれます。貴計画には、緊急時に実施する手順を網羅するだけでなく、緊急時と緊急後の両方で、すべての資産を保護および管理するためにとる行動が概要されている必要があります。これには、人、建物、収蔵品、および収蔵品に関する情報が含まれます。

これらが他の文書において概説されている場合は、その旨を申請書に記載してください。

貴博物館の職員やボランティアは、緊急時の計画について知っているべきであり、すべての従業員と緊急時の計画について定期的にテストを実施するとともに、話し合う必要があります。

貴博物館の緊急時の計画では、例えば、財貨救出や回復のための優先物品を選択する場合など、より広範な収蔵品の管理方法と手順を伝える必要があります。

我々は通常、認定サイト訪問のために博物館を訪問する場合、博物館が大規模な再開発実施した場合、または我々が懸念を抱く場合にのみ、計画のコピーを要求します。

貴博物館は、5年ごとに、そして、再開発など物や内容に大幅な変更があった直後に、計画を検証する必要があります。災害状況が発生した場合は、計画がどの程度機能したのかを確認し、運営を改善するために変更を加える必要があるかをチェックする必要があります。

我々が確認しようとしていること

- 緊急計画が、従業員、訪問者、収蔵品、および収蔵品に関する情報についての取り決めに網羅しているかを確認します。
- 緊急計画には、どのようにかかる計画を承認、維持、伝達、そしてテストする方法についての情報を含むだけでなく、従業員と緊急サービスが利用可能であるかを確認します。
- 計画がテストされる頻度および直近の検証日についてもチェックします。

認定基準要件 4～6 に関する手引書： 収蔵品の管理

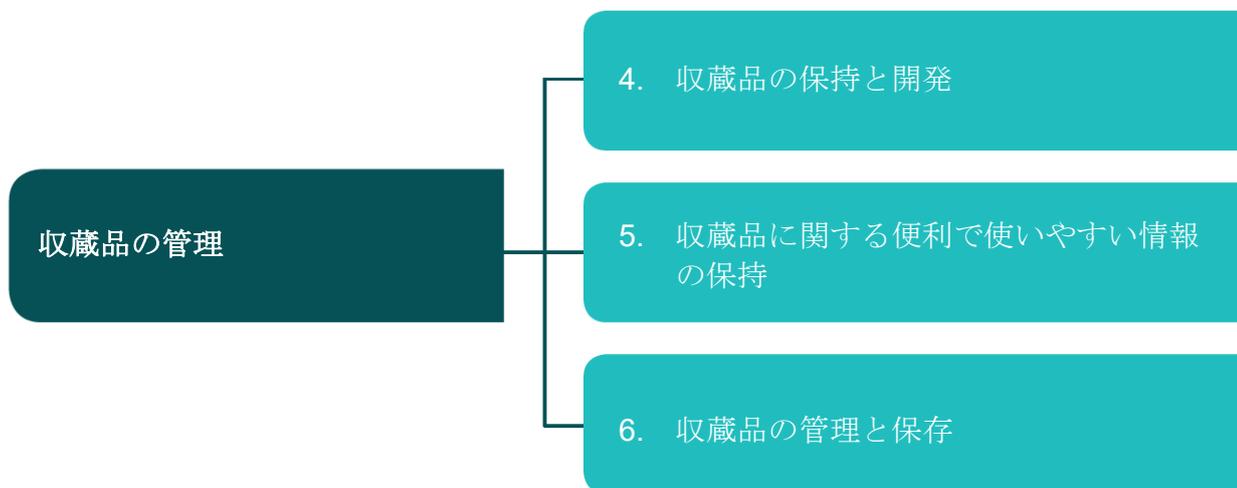
認定基準の次の 3 つの要件は、収蔵品の管理方法についてです。ここでの認定基準は、収蔵品をどのように開発し、文書化し、管理するかを対象としています。収蔵品の管理および計画へのアプローチは博物館によって異なります。

すべての収蔵品の管理方針を 1 つの文書にまとめている場合があります。また、計画は、別の収蔵品管理計画または将来計画／事業計画の中に記載されて

いる場合もあります。

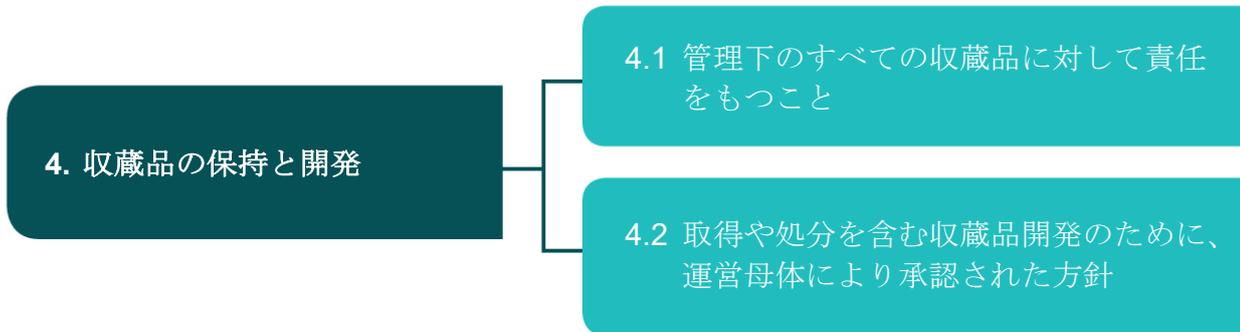
大きな組織は、PAS 197 : 2009 文化的収蔵品の実施基準に従い、収蔵品の開発、収蔵品の文書化、収蔵品の管理、保存および収蔵品の利用のすべての領域において一連の方針を作成する場合があります。

いずれの場合も、申請書に、関連する文書またはセクションに言及する必要があります。



4 収蔵品の保持と開発

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



4.1 管理下のすべての収蔵品に対して責任をもつこと

		すべての博物館
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
4.1 管理するすべての収蔵品に責任を持つこと	<p>収蔵品に責任を持つためには、所有する収蔵品と貸出し中の収蔵品を知ることと、貸出し文書が最新であることを確認する必要があります。</p> <p>博物館の長期的な持続可能性には、強固な所有権と貸出しおよび／または管理契約が不可欠です。</p>	<p>貴博物館は、収蔵品の規模、博物館が所有する割合、貸出しの割合、および関連する貸出し契約が最新であるかを確認するように求められます。</p> <p>収蔵品の大部分が貸出し中の場合は、該貸出しの取り決めについて説明し、リスクを評価するように求められます。</p> <p>これらの貸付けが貴博物館の収蔵品のかなりの割合（50%以上）に関係する場合にのみ、主要な貸付契約のコピーをアップロードする必要があります。</p>

収蔵品の管理

博物館の方針文書と手順には、現在の収蔵品の所有権の取り決めと、新しく取得する収蔵品の所有者が誰であることを明確に示し、証明する必要があります（4.2を参照）。多くの場合、運営母体が収蔵品の大部分を所有しますが、収蔵品のすべてまたはかなりの割合が、地方自治体や別の収蔵品トラストなど、別の組織または個人によって所有されている場合があります。博物館が貸出し中の収蔵品を所蔵している場合は、貸出し期間が適切であるとともに、博物

館と所有者との間の定期的な検証がなければなりません。「永久貸出し」という用語には法的地位がないため、避ける必要があります。すべての貸出しには、イギリス博物館記述標準を満たす関連する期限付き貸出し契約が存在しなければなりません（5.2を参照）。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、どれほどの割合の収蔵品が貸出しされているか、最新の貸出し契約があるかどうかを確認します。そうでない場合は、レガシーローン（相続財産貸付）の所有権がどのように管理されているかを確認します
- 収蔵品の大部分が貸出されている場合は、貴博物館が関連するリスクを認識して管理しているかを確認します。
- セクション4.2（収蔵品開発方針）および5.2（イギリス博物館記述標準の主要な手順）への回答と相互参照し、文書化計画内に所有権が不明確な収蔵品があるかどうかを確認します。
- サービスレベル契約または重要な貸出／管理契約を添付している場合は、新規の取得と処分の責任者が誰であることを確認します。この契約に両当事者の署名が必要です。

4.2 取得や処分を含む収蔵品開発のために、運営母体により承認された方針

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
<p>4.2 取得や処分を含む収蔵品開発のために、運営母体により承認された方針</p>	<p>収蔵品開発が方針によって支持されます。このことは、貴博物館の収蔵品開発活動（取得、評価、売却、および処分）が明確に目的の表明と関連付けられるとともに、倫理的責任および法的要件を満たすことを示しています。</p> <p>貴博物館の方針のベースとして認定テンプレートを使用することで、取得と処分について共通言語が使われていることを意味します。</p>	<p>収蔵品開発方針には、以下を含める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目的の表明 • 収蔵品の履歴 • 現在の収蔵品の概要 • 将来の収蔵品のテーマと優先順位 • 合理化と処分のテーマと優先順位 • 取得と処分のための法的および倫理的枠組みに関する情報 • 貴博物館が同じまたは関連する分野または主題分野で収集する際の、他の博物館の収集方針への言及。共同取得契約などの正式な収集関係への言及 • 検証日 <p>承認印がある収蔵品開発方針のコピーの提出を求められます。</p> <p>貴博物館に収蔵品管理方針に関する枠組みがある場合は、収蔵品開発の詳細の記載箇所を指摘するように求められます。収蔵品開発方針の詳細を、文書毀棄表明やデューデリジェンス方針等、別途に発表している場合には、関連の承認付きの公開文書へのリンクを提供する必要があります。</p>

収蔵品の管理

これらの手引書と一緒に認定収蔵品開発方針のテンプレートを使用してください。

実用的な手引き：どのテンプレートを使用するか？

貴博物館の方針が2014年5月以降検証されていない場合は、当該方針を2014年のテンプレートに更新してください。テンプレートの以前のバージョンは、このバージョンに置き換えられました。

2014年のテンプレートは、2011年12月に公開された以前のテンプレートおよび以前のすべてのバージョンの取得および処分方針テンプレートに置き換わるものです。同テンプレートは、2018年認定基準をサポートするために2018年11月に再版されました。

収蔵品開発方針は、少なくとも5年ごとに検証する必要があります。方針の開始日と終了日を文書上で明確にすることを勧めます。

我々の収蔵品開発方針のテンプレートは、博物館が収蔵品と目的の表明に関連する、堅牢で効果的な方針を作成する一助となるべく開発されました。テンプレートには、すべての博物館が含まれる必要のある基準条項（太字体）が含まれています。これらの多くは、議会制定法または英国が加盟している国際条約を通じて指示された博物館の法的責任に関連しています。我々のテンプレートの基準条項はチェックされているため、博物館は個別の法的助言を求める必要はありません。各博物館の方針をよく読み、テンプレート条項に変更があっても文言の意味が薄れないことを慎重に確認します。

実用的な手引き：どこにテンプレートがあるか？

テンプレートは、認定評価機関または博物館開発プロバイダーからオンラインでダウンロードできます。

	評価機関
イングランド	イングランド芸術評議会 https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme 地域博物館開発プロバイダー https://www.artscouncil.org.uk/museum-development-programme/museum-development-providers
マン島とチャンネル諸島	イングランド芸術評議会 https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/museums-accreditation-scheme
北アイルランド	北アイルランド博物館カウンシル https://www.nimc.co.uk/
スコットランド	スコットランド博物館ギャラリー https://www.museumsgalleriesscotland.org.uk/
ウェールズ	ウェールズ政府 https://gov.wales/topics/culture-tourism-sport/museums-archives-libraries/?lang=en

実用的な手引き：テンプレートにどのように記入するか？

これらの注意書きは、テンプレートと一緒に読むことで、独自の方針を作成、確認、または更新する一助となります。テンプレートのイタリック体は、独自のテキストを追加し、博物館の詳細を含める場所を示しています。いくつかの場所では、さまざまな項目または条項から選択できるため、博物館の方針のアプローチに適合するオプションを選択してください。

また、関連する認定機関に適切な条項を選択するために、方針を適合させることも可能です。なお、これらの認定機関は、イングランドおよびマン島とチャネル諸島の博物館の場合、英国芸術評議会、ウェールズの場合はウェールズ政府、スコットランドの場合はスコットランド博物館ギャラリー、そして北アイルランドの博物館の場合、北アイルランド博物館カウンシルです。

1 はじめに

収蔵品の開発は目的の表明によって主導されるため、この項には博物館の目的の表明を含める必要があります。目的の表明と関連する他の方針や計画および誰を対象としているのかを記載してください。

2 収蔵品の履歴

この項では、収蔵品の履歴を検証します。重要な取得や特に影響力のある学芸員や寄贈者ドナーなど、収蔵品の開発における重要な節目はありますか。収蔵品の焦点に大きな変更はありましたか。もしそうであれば、これらの概要を説明し、重要な処分について記載してください（該当する場合）。

3 現在の収蔵品の概要

この項では、収蔵品の長所、短所、および現在の使用について検討します。新規に収蔵した収蔵品の内容、その規模、範囲と意義を記載してください。特に強い分野はありますか。どのような種類の収蔵品を持っていますか。収蔵品が、目的の表明および主要な目的とどのように適合していますか。これらに適合しない収蔵品はありますか。まだ収蔵していない物品があれば、それを含め、扱っている収蔵品や代替品の存在等、それが適切でないと判断した理由を記載してください。

4 今後の収集のためのテーマと優先事項

収集する際の優先事項は何ですか。何を集める予定ですか、そしてその理由は何ですか。これは、目的

の表明および将来計画／事業計画とどのように関連していますか。これについて制限はありますか、もしあるなら、それはなぜですか。

これについて明確にすることで、戦略的な意思決定を行う一助となるだけでなく、実用的な物品入手手順の一助にもなります。

5 合理化と処分のためのテーマと優先事項

貴博物館のアプローチはどのようなものですか。収蔵品のどの領域が合理化と処分の対象となるのか、そしてその理由は何ですか。これについて制限はありますか、あるとすれば、なぜですか。例えば、博物館のガバナンスまたは遺贈の条件の範囲内で許可されていないから、等です。

このことが貴方針の期間内の優先事項ではないかどうかもお知らせください（つまり、積極的な合理化と処分は考慮されていない）。法律、安全、または管理と保存の理由で、処分をしなければならない場合があります（例えば、破棄、害虫等の蔓延、送還）。これらは方針の中で考慮するいくつかの分野です。

6 取得と処分のための法的および倫理的枠組みに関する情報

この項では、博物館が機能する法的および倫理的枠組みについて記載します。標準的な項目は、最小要件である博物館倫理綱領を参照しています。すべての認定博物館の主要な法的および倫理的要件についてはすでに触れてあります。必要に応じて、この項に追加要件を追加できます。

7 他の博物館の方針の収集

この項では、取り組みの重複や資源の浪費を避けるために協力しようとしている博物館、または共同購入のために提携している博物館を記載します。貴博物館と同様に、同じ地域で収集している、または地理的に近い博物館は他にありますか。これは、共同取得契約など、別の博物館との正式な収集関係である場合もあります。

8 アーカイブの所蔵

この条項は、紙ベースまたはデジタル形式の文書や写真などのアーカイブと見なされる可能性のある資料を保持している、または収集する予定があるかどうかによって決めるテンプレート方針のオプションです。該当する場合は、この収蔵品を開発するための論理的根拠とアプローチを記載してください。

アーカイブ資料を所蔵する博物館も、これらの収蔵品の「アーカイブサービス認定制度」を検討するこ

と勧めします。

<http://www.nationalarchives.gov.uk/archives-sector/archive-service-accreditation/>

9 取得

この項を使用して、取得に同意するための貴博物館の承認方針を記載ください。例えば、これには、取得コストに関連する委任レベルが含まれる場合があります。この項に含める標準的な項目があります。

10 人の遺骨

博物館が人の遺骨を保持または収集しているかどうかにかかわらず、テンプレートにおいて準的な項目から選択する必要があります。人の遺骨を保持または収集する予定がある場合は、これについて詳細を記載できます。

11 生物学および地質学的資料

貴博物館に適した項目を選択してください。

12 考古学資料

必要に応じて、この項の項目から選択する必要があります。

13 例外

この項では、例外的な状況に関連するより広範な収

集方針に関する例外が発生する可能性について概説します。このための標準的な項目が含まれています。

14 文書毀棄

この項では、ホロコーストと第二次世界大戦期間中の芸術作品の文書毀棄に関する方針について説明します。このための標準的な項目が含まれていますので、貴博物館のガバナンスの種類に該当する項目を選択してください。

15 物品と人の遺骨の返還

この項では、物品と人の遺骨の返却に関する博物館の方針について記載します。必要に応じて、この項の項目から選択する必要があります。

16 処分手順

この項では、長期収蔵品から物品を取り出すための合意・承認された方法があることを確認します。交換項目（16.13）による処分から、使用する項目を選択できます。

標準的な項目は「英国博物館協会処分ツールキットおよびイギリス博物館記述標準手順」と一致しますので、標準的な項目を使用することが重要です。

国立博物館

国立様式博物館

貴博物館が国立博物館または、国立様式博物館の名前を使用している場合は、どのように貴博物館の収蔵品の国家的な重要性和国際的な関心が貴博物館の名前と目的を支持するのかを説明してください。貴博物館の方針が、国家的な広がりや重要性をもつ物品ならびに関連する情報を収集するアプローチを網羅することを期待します。

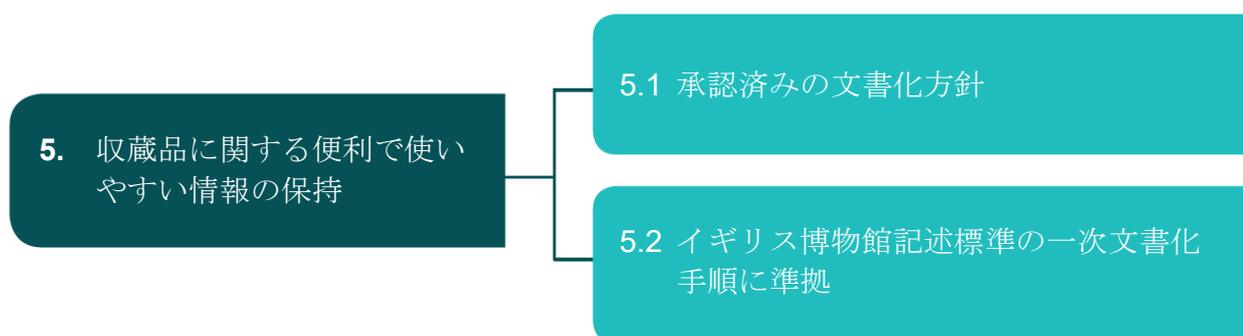
最近 12 か月の取得物品のリストを提供してください。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、方針が目的の表明に適合し、釣り合っていることを確認します。
- 方針がテンプレート上の必要な法的および倫理的条項に準拠しているかを確認します。
- 博物館の定款により、必要なすべての条項を含めることができない場合、収蔵品の長期保存を保証するための保護措置が講じられていること、および取得と処分に対する責任があることを確認します。
- 収蔵品の説明が、将来の取得および／または処分を適切に導くための明確な概要を提供しているかを確認します。
- 合理化と処分に関する適切な情報が含まれているかを確認します。
- 他の博物館、地元の記録局、およびアーカイブ（記録保管所）の関連する審議事項を含めていることを確認します。
- 方針に署名・承認があるかを確認します。
- 貸出契約または管理契約に記載されているように、収蔵品が別の組織によって所有されている場合、収蔵品所有機関と収蔵品管理機関の両方からの承認を確認する必要がある場合があります。これは、貴博物館の方針承認権限がどのように委任されているかによります。
- 貴博物館の方針が明確な期間を対象としていて、過去 5 年以内に検証されているかを確認します。

5 収蔵品に関する便利で使いやすい情報の保持

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



5.1 承認済みの文書化方針

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
5.1 承認済みの文書化方針	<p>収蔵品の文書化活動が、目的の表明にリンクされた有用な情報を提供するとともに、倫理的責任および法的要件を満たすことが方針または表明によって保証されます。</p>	<p>文書化方針または表明は、次の領域を網羅することを目的とする必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明責任 - 貴博物館が法的に責任のある各物品（貸出物を含め）を特定し、今ある場所を検索できるように、博物館の管理下にある物品に関する十分な情報の記録を保証する。 手順とプロセスの標準 - イギリス博物館記述標準などの最低限の専門的標準を維持することの誓約 利用可能性 - 利用可能性の方針は、利用者コミュニティの収蔵品に関する情報の利用を定義する必要があります。 セキュリティ - バックアップや安全な保管を含む紙またはデジタル形態での文書記録の物理的なセキュリティと長期保存のための対策が講じられていることを保証する。 <p>方針は、博物館の運営母体が少なくとも 5 年ごとに検証し再承認が必要です。</p> <p>署名・承認された文書化方針または表明のコピーが求められます。</p> <p>収蔵品管理方針の枠組みがある場合は、収蔵品文書に関する詳細を知らせる必要があります。</p>

収蔵品の管理

方針では、電子システムが古くなる可能性があることを考慮し、保持されている情報への長期的なアクセスを保証する必要があります。例えば、貴博物館で現在使用しているシステムは 10 年後も引き続きアクセス可能ですか。

博物館の運営を第三者に委託している場合は、管理契約と収蔵品の文書化方針との間に明確な関係がな

ければなりません。必要な基準に照らして収蔵品の文書化を監査するためのメカニズムは、管理契約で明示する必要があります。両当事者が別々に定義された役割と責任を持つことで、重複がなく、データ管理やリクエストなどのさまざまな領域の責任者が明確になります。

我々が確認しようとしていること

- 方針が博物館の規模に適切であり、より広範な将来計画／事業計画ならびに利用可能な資源に比例していることを確認します。
- 方針が貴博物館の目的の表明と主な目的に適合していることを確認します。
- 方針に署名・承認があるかを確認します。
- 方針がイギリス博物館記述標準にある関連の方針手引きに基づいていることを確認します。
- 方針が管理契約の要件を反映していることを確認します（博物館の運営を外部委託している場合）
- 貴博物館の方針が明確な期間を対象としていて、過去 5 年以内に検証されているかを確認します。

5.2 イギリス博物館記述標準の一次文書化手順に準拠

すべての博物館

標準を満たすために必要なこと

これが重要な理由

必要な証拠

5.2 イギリス博物館記述標準の一次文書化手順に準拠

収蔵品を効果的に管理し、運営母体、利害関係者、資金提供者に説明責任を与えると同時に、貴博物館が収蔵品の使用を欲するものに対して利用する許可を与えるにあたって、イギリス博物館記述標準の一次手順は必要不可欠です。

利害関係者にとって、収蔵品が適切に文書化されていること、ならびに博物館が収蔵品情報について、博物館の基準に従っていることを知っておくことは重要です。

文書化手順マニュアルは、イギリス博物館記述標準の主要な文書化手順を網羅する必要があります。

- 物品の入荷
- 取得と収蔵
- 場所と動きの管理
- 在庫
- 目録化
- 物品の出荷
- 借受け（物品を借り受ける）
- 貸出し（物品を貸し出す）
- 文書化計画

貴博物館は、時間をかけて文書化の正確性と使いやすさの向上を計画する必要があります。

イギリス博物館記述標準の一次手順を実装したこと、および博物館で手順を完了するための段階的な指示を概説したマニュアルを用意してあることを確認する必要があります。

在庫についてイギリス博物館記述標準を完了したかどうか、完了していない場合は、いつ完了する予定かを知らせる必要があります。

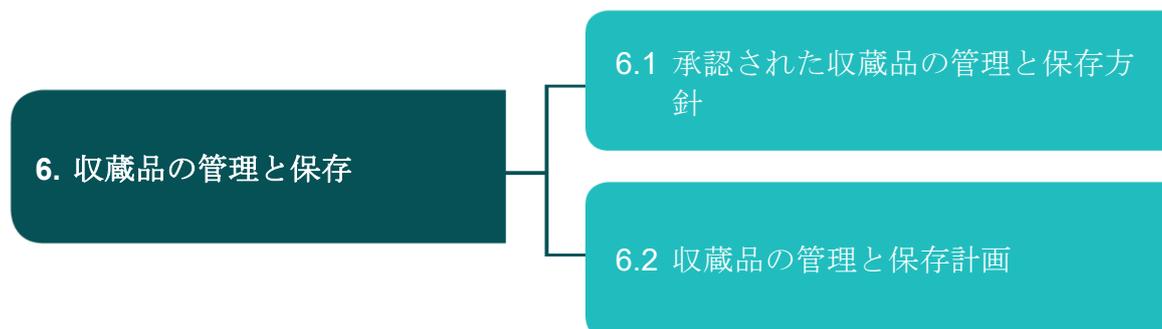
我々が求めた場合は、書面による文書化計画を提出する必要があります。貴博物館を我々が訪問する場合、文書化手順マニュアルを見て、実際の手順を示すよう求めることになります。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、イギリス博物館記述標準の一次手順をどのように実装しているかを確認します。
- 文書化手順マニュアルが最新であることを確認します。
- 在庫についてイギリス博物館記述標準を満たしているかどうか、そうでない場合は、在庫のバックログ（未処理分）をどのように解決する予定かを確認します。作業完了までの所要時間とともに、このことを文書化計画の中で説明することができます。
- 収蔵品の文書化をどのように進める予定なのかを確認すると同時に、文書化計画についてのイギリス博物館記述標準に記載されている優先順位と所要時間を示す計画書を文書に作成しているかを確認します。

6 収蔵品の管理と保存

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



6.1 承認された収蔵品の管理と保存方針

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
6.1 承認された収蔵品の管理と保存方針	<p>方針または表明は、どのように、貴博物館の収蔵品の管理と保存活動が収蔵品の長期保存を保証し、目的の表明と関連し、倫理的責任と法的要件を満たすのかを示しています。</p> <p>方針は、収蔵品に対する管理義務と責任の概要を示しています。</p>	<p>貴博物館の方針または表明は、長期的な保存を保証するように設計された、予防的保存と修復的保存の組み合わせをベースとする必要があります。</p> <p>かかる方針は以下を網羅する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基準 - 収蔵品の管理に使用される関連する基準と枠組み、例えば、「収蔵品管理における基準」など • 専門知識 - 内部の専門家、臨時契約者を問わず、保存および収蔵品管理の専門家から定期的に助言を受ける方法 • 特別収蔵品 - 特別収蔵品、例えば、歴史的な機械や自然科学の収蔵品に対する特定の手順 • コミュニケーション - 方針が従業員、請負業者、および利用者に伝達される仕組み <p>方針は、少なくとも5年ごとに、運営母体により検証・承認される必要があります。収蔵品の管理と保存に関する方針または表明に関する、署名・承認済みのコピーを提供する必要があります。</p> <p>収蔵品の管理と保存に関する方針は、より広範な収蔵品の管理の枠組み、管理と保存計画、または将来計画または事業計画の中に含まれている場合があります。その場合は、その文書と項目を教えてください。</p>

収蔵品の管理

保存には2つの種類があります。

- 予防的保存は、博物館の物品、標本、および構造物の劣化を遅らせる、または最小限に抑えるために必要な対策を対象とします。
- 修復的保存には、物品または標本をより許容可能な状況や状態にして、安定させたり、文化的または科学的価値のいくつかの側面を強化したりするための処理が含まれます。

博物館の運営が第三者に委託されている場合、管理契約と収蔵品の管理と保存方針との間に明確な関係がなければなりません。管理契約においては、必要な基準に照らして収蔵品の状況を監査する取り決めが明確でなければなりません。重複がなく、保険、保存、保守などのさまざまな分野の責任者が明確であるように、両当事者に別々に定義された役割と責任があることが重要です。

我々が確認しようとしていること

- 方針が貴博物館の目的の表明と主な目的に適合していることを確認します。
- 方針の収蔵品の中の素材の種類に対する適合度を確認します。
- 適切な収蔵品の管理と保存に関する助言を利用するための取り決めに概説しているかを確認します。
- 方針に署名・承認があるかを確認します。
- 方針がイギリス博物館記述標準にある関連の方針手引きに基づいていることを確認します。
- 方針が管理契約の要件を反映していることを確認します（博物館の運営を外部委託している場合）
- 貴博物館の方針が明確な期間を対象としていて、過去5年以内に検証されているかを確認します。

6.2 収蔵品の管理と保存計画

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
6.2 収蔵品の管理と保存計画	<p>収蔵品の管理は長期的な取り組みです。収蔵品の管理と保存計画は、貴博物館の優先順位と活動、およびそれらを達成するために必要な資源を定めています。</p>	<p>貴博物館は、収蔵品の管理と保存計画の対象となる領域を確認するように求められます。</p> <p>長期にわたり収蔵品の管理を維持し、可能な場合は、改善する計画を立てなければなりません。優先順位は、収蔵品の状態とそれらが保存されている環境を網羅する定期的な検証と評価を通じて確立する必要があります。結果として得られる推奨事項は、優先順位と所要時間を設定する行動計画の基礎となります。</p> <p>貴博物館の計画でしかるべく網羅されている領域につき、この項では博物館のタイプ別に概要を記載しています。</p> <p>博物館の収蔵品の管理と保存計画は、別の文書にまとめる、より広範な収蔵品管理に関する枠組みの一部とする、または、将来計画や事業計画に含めることができます。</p>

独立博物館 - タイプ1-2

基本的な保存計画には以下を含める必要があります。

- 現在の収蔵品の管理と保存の概要
- 脆弱な項目や所要時間のある行動の優先順位を含む、収蔵品のニーズの認識。
- 建物が収蔵品のさまざまな要素に適切な環境条件を提供することを保証するための建物の状態とメンテナンスの手配
- 展示中および保管中の収蔵品の主な脅威を特定する方法
- 害虫管理、定期的な清掃と検査、適切な梱包と保管の技術、材料と設備の手配
- 収蔵品がある場所の環境モニタリング、制御、および機器のメンテナンスの手配
- どのような資源が利用可能か？ 誰がこれを行い、どのような研修を受け、博物館がどのように専門的な保存に関する助言を受けているか

独立博物館 - タイプ 3

地方自治体博物館 - タイプ1-3

大学博物館 - タイプ1-3

国立博物館

国立様式博物館

基本的な保存計画には以下を含める必要があります。

- 現在の収蔵品の管理と保存の概要
- 脆弱な項目や所要時間のある行動の優先順位を含む、収蔵品のニーズの認識。
- 建物が収蔵品のさまざまな要素に適切な環境条件を提供することを保証するための建物の状態とメンテナンスの手配
- 展示中および保管中の収蔵品の主な脅威を特定する方法
- 害虫管理、定期的な清掃と検査、適切な梱包と保管の技術、材料と設備の手配
- モニタリングの頻度を含む、収蔵品がある場所の環境モニタリング、制御、および機器のメンテナンスの手配
- どのような資源が利用可能か？ 誰がこれを行い、どのような研修を受け、博物館がどのように専門的な保存に関する助言を受けているか（内部の従業員なのか、契約／臨時契約の専門家なのか）
- 契約／臨時契約の専門家を雇用する手配
- 検証期間および予定された行動

我々が求める、または訪問した際は、書面による管理と保存計画書を提供してください。

我々が確認しようとしていること

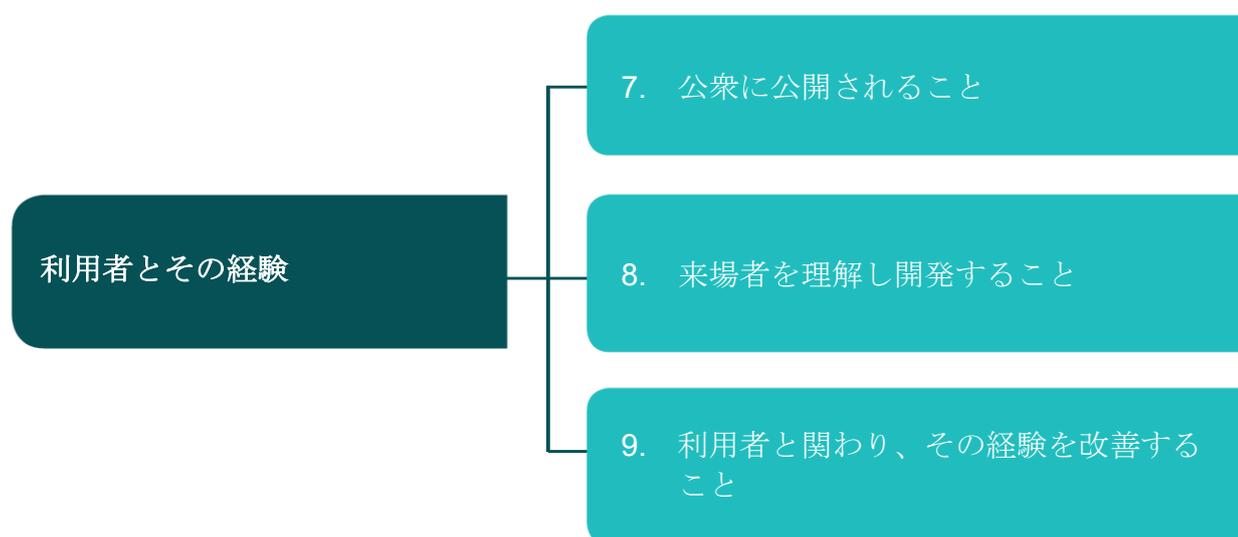
- 計画が博物館の規模と収蔵品の構成にどの程度適切であるか確認します。
- どのように計画を進めたか、またニーズに優先順位を付けたり、何をベースに同計画を立てたのかを確認します。
- 計画に現在の収蔵品の管理と保全の概要が含まれることや、所要時間、ならびに計画を実装するために利用できる人、設備、および資源が特定されているかを確認します。
- 収蔵品の管理と保全に携わる従業員や契約労働者が計画を認識し、その実施について研修を受けているかを確認します。

認定基準要件 7～9 に関する手引書： 利用者とその経験

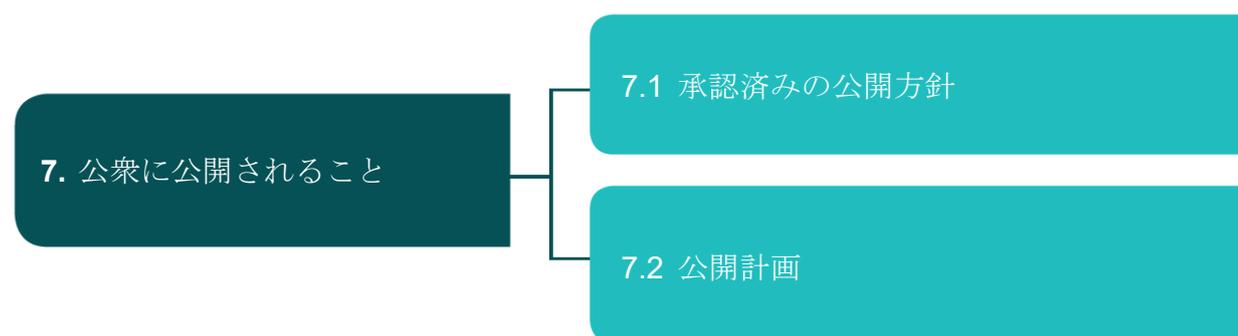
認定基準の最後の 3 つの要件は、利用者との関わり方を確認します。博物館がどのように収蔵品を公衆に公開し、来場者を理解して開発し、利用者に関わり、その経験を与えているのかを対象とします。

博物館によって、来場者と公開に関連する包括的な方針の文書内で 7、8、および 9 の側面を対象とする

場合があります。計画は、将来計画または事業計画に含まれる場合もあれば、特定の公開、来場者開発、学習および関与計画に含まれる場合もあります。いずれの場合も、申請書式上に関連する文書またはセクションについて言及する必要があります。



7 公衆に公開されること



7.1 承認済みの公開方針

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
7.1 承認済みの公開方針	<p>貴博物館の建物、会場、プログラム、収蔵品、およびこれらについて保持している関連情報を使用する人々は、貴博物館のサービスを利用できる必要があります。これは、利用者にサービスを提供する上で不可欠な部分です。</p> <p>貴博物館の公開方針または表明は、公開条項が目的の表明と関連し、倫理的責任および法的要件を満たしているかを示します。</p>	<p>博物館には公開方針または表明が必要です。これは、公開評価によって通知され、利用者と相談して作成する必要があります。博物館の公開方針または表明は多くの場合、内部管理文書であるため、来場者のアクセス情報と同じではありません。</p> <p>方針または表明には以下のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者のさまざまなニーズを特定し、利用者にアクセスを提供する方法 • 収蔵品を展示するために使用する一連の解釈方法に関する情報 • 収蔵品、建物、会場への公衆のアクセスを有効にする方法に関する情報、および関連情報 • 収蔵品が地域コミュニティや来場者にとってより接しやすくなる場合に、英語以外の言語の使用を検討 • 収蔵品の管理および取扱いとアクセス提供のバランスをとる方法 • 次に方針を検証する日付 <p>公開方針が対象とする期間を確認し、署名された承認とともに公開方針または表明のコピーを提供する必要があります。</p> <p>方針は、少なくとも5年ごとに、運営母体が検証し、再承認しなければなりません。</p>

利用者とその経験

独立博物館 -物タイプ 1-3

公開方針には、包括的なサービスを提供するという貴組織の取り組みについて記載する必要があります。アクセスがどのように提供されるか、および利用者のニーズを評価、監視、反映、対応し、収蔵品、施設、サービスを開発するために実施しているプロセスの概要を記載する必要があります。

地方自治体博物館 物館タイプ1-3

大学博物館 物館タイプ1-3

国立博物館

地方自治体、大学、国立博物館は、「2010年公共機関平等義務と平等法」を遵守する義務があります。

方針または表明には、例えば、文化収蔵品管理に関する PAS 197 : 2007 行動規範など、方針を開発するために使用した基準を含めなければなりません。

1993年ウェールズ語法は、言語の平等の原則を確立するとともに、ウェールズの人々にサービスを提供するウェールズ外の組織を含む、地方自治体、保健委員会、政府機関などの公的機関が従うべき特定の手順を示しています。

国立様式博物館

これは貴博物館の適切なガバナンスの種類に関連します。

我々が確認しようとしていること

- 例えば、貴博物館のウェブサイトで見られる等、公開方針が利害関係者や利用者にもどのように伝達されているかを確認します。
- 公開方針が、将来契約または事業計画にリンクし、それを主導することを確認します。
- 方針が、物理的、知的、感覚的、社会的、地理的、文化的、経済的要因など、あらゆる形態の公開をどのように網羅しているかを確認します。
- 地域コミュニティのニーズに応じて、他の言語でどのように情報提供を準備しているのかを確認します。
- 利用者と潜在的な利用者が見ることができるように、表明がどのように共有されているかを確認します。
- 方針が明確な期間を対象とし、過去5年以内に検証されているかを確認します
- 方針が承認・署名済みであるかを確認します。
- 公開評価がどのように公開方針にどのように反映されるかを確認します。

7.2 公開計画

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
7.2 公開計画	<p>変化する利用者のニーズと期待に応えるには、優先順位、所要時間ならびに資源を特定し、収蔵品への物理的、感覚的、知的公開、収蔵品に関する情報、ならびに収蔵品を収容する建物へのアクセスの改善を計画する必要があります。</p>	<p>計画は、公開方針または表明、および公開評価からの推奨事項に基づいて、各行動の優先順位を概説しなければなりません。この公開評価には以下のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公開についての監査または公開の確認リスト • フォーカスグループ、支援機関、支持団体、チャリティ、専門家と協力する。 • 施設の確認リスト • 解釈と収蔵品の使用の検証 <p>評価には、内部で行う、または外部の専門知識を使用することもできます。この評価は、過去5年以内に実施する必要があり、建物や展示に大幅な変更があった場合は、もっと早い時期に実施する必要があります。</p> <p>計画は、以下に関する手順を概説します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公衆への公開 - 公衆に公開されているとされていないものに関する情報をどのように提供するか、ならびに展示されている収蔵品と保管中の収蔵品、ならびに収蔵品についての情報へのアクセスをどのように提供するかを含む。 • 調査 - 調査に関する問い合わせの処理手順 • 組織への専門的な助言の利用 - サポートを求め、助言やヘルプを入手する場所 • 従業員向けの研修 - すべての人がアクセス要件を認識していることを、貴博物館がどのように保証しているか

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
7.2 公開計画		<p>公衆へのアクセスの提供には、以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 店舗を含むガイド付きツアー • 学校または団体への便宜の提供 • 販売促進のためのイベント • 同定セッション • ウェブサイト／オンラインでの収蔵品へのアクセス • 研究施設と資料 • カタログ • オンライン資源 <p>建物、会場、収蔵品、収蔵品情報へのアクセスの改善には以下が含まれる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設の改善 • 建物／会場のアクセスを改善するための変更 • 看板や標識 • 店舗内の収蔵品へのアクセスの増加 • 他の組織への貸し出し • オンライン資源の開発 • 収蔵品の扱い • 一時的な展示 • 学習資源、奉仕、貸出しサービス • 収蔵品ツアー <p>過去5年間に公開について評価を受けたかどうかを確認します。</p> <p>利用者に提供するアクセスの種類を確認します。</p> <p>公開計画の対象となる領域と、計画の直近の検証日を確認します。</p> <p>公開計画は、将来計画、事業計画、または来場者開発計画等の中の個別文書である場合があります。</p>

国立博物館

国立様式博物館

また、我々は以下についても確認します。

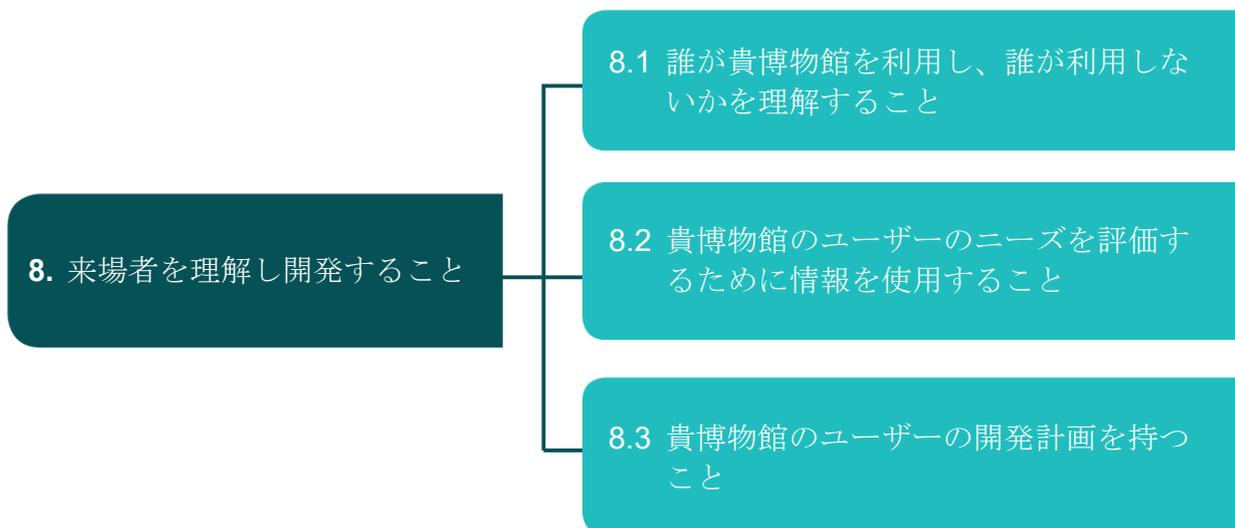
- 同様の分野で活動している他の博物館をどのようにサポートしているか
- 研究プログラム、研究をサポートするための人員配置、および研究の公開方法

我々が確認しようとしていること

- 過去 5 年以内に公開についての評価が実施されたかを確認します。
- 公開計画が明確な期間を対象としていることを確認します。
- 利用者に提供する収蔵品への公開の種類を確認します。
- 公開計画が対象とする領域を確認します
- 展示されている永続的な収蔵品のバランスと、展示されていない収蔵品への公開を提供する方法を検討します。
- 公開についての評価からの推奨事項にどのように優先順位付けをし、実施したかを検討します。

8 来場者を理解し開発すること

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



8.1 誰が貴博物館を利用し、誰が利用しないかを理解すること

	すべての博物館	
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
8.1 誰が貴博物館を利用し、誰が利用しないかを理解すること	誰が博物館を利用し、誰が利用していないのかに関する情報を収集することで、博物館のニーズと期待について詳しく知ることができ、サービスの提供方法の改善計画に役立ちます。	<p>収集した来場者に関するデータから情報を得て、現在の利用者と利害関係者の規模を知っておく必要があります。また、提供するサービスとそのニーズを満たす方法について、利用者と非利用者に相談する必要があります。</p> <p>利用者と非利用者が誰であるか、データ収集および彼らとの相談とにあたりどのような方法を使用しているかを確認する必要があります。例えば、来場者調査やアンケートが一例です。</p> <p>既存の利用者へのサービスの提供を改善するための現在の計画と少数団体との連携方法を提出するように求められます。</p> <p>計画は、将来計画、事業計画、または来場者開発計画等の中の個別文書である場合があります。計画がない場合は、作成することが求められます。</p>

独立博物館 - タイプ 1-2

利用者や非利用者との相談は、多くの費用や資源を必要とするものではありません。

貴博物館はすでに定期的にこの情報を収集している可能性があります。将来計画または事業計画を開発するにあたり、メモを取り、意見を記録して、相談を正式なものとするのも、データを収集するために、来場者に対し短い調査またはアンケートを実施することもできます。

独立博物館 - タイプ 3

大きな独立博物館は、利用者や非利用者コミュニティのさまざまな分野の正規のフォーカスグループ等との正式な協議を検討する必要があります。

博物館のすべての活動から特定され、収集された特定の関連カテゴリの情報を使って、博物館全体のデータを収集する方法を標準化する必要があります。

同様の博物館の基準に従って貴博物館を評価すること、または進捗状況を追跡するために経時的にデータを確認することを検討してください。

地方自治体博物館 - タイプ 1-3

大学博物館 - タイプ 1-3

現在の利用者に関する情報と、博物館の主要な来場者についての理解を利用して、将来計画または事業計画、ならびにより広範な戦略計画（学習、来場者開発、プログラミング、収蔵品への公開）を通知する必要があります。

協議プロセスや公衆との関与要件を検討する際は、運営母体からの指導や要件を使用してください。

博物館のすべての活動から特定され、収集された特定の関連カテゴリの情報を使って、博物館全体のデータを収集する方法を標準化する必要があります。

同様の博物館の基準に従って貴博物館を評価すること、または進捗状況を追跡するために経時的にデータを確認することを検討してください。

国立博物館

国立様式博物館

現在の利用者に関する情報と、博物館の主要な来場者についての理解を利用して、将来計画または事業計画、ならびにより広範な戦略計画（学習、来場者開発、プログラミング、収蔵品への公開）を知らせる必要があります。

利用者と非利用者に適したさまざまな機構を使用して、国立博物館と国立様式博物館は、実施する相談を標準化する必要があります。博物館のすべての活動から特定され、収集された特定の関連カテゴリの情報を使って、博物館全体および関連の会場のデータを収集する方法を標準化する必要があります。

同様の博物館の基準に従って貴博物館を評価すること、または進捗状況を追跡するために経時的にデータを確認することを検討してください。

我々が確認しようとしていること

- 我々は、過去3年間の来場者数を確認します。
- 将来計画または事業計画において、博物館の現在の利用者が特定されているかを確認します
- 利用者と非利用者との相談が、提供されるサービスや利用者のニーズなど、博物館の規模や種類に適しているかどうかを確認します。
- 潜在的な利用者や、現在博物館を利用していない人々に関する認識について確認します。

8.2 貴博物館の利用者のニーズを評価するために情報を使用方法

	すべての博物館	
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
8.2 貴博物館の利用者のニーズを評価するために情報を使用方法	利用者に関する情報の分析や評価は、将来の活動やプログラムを計画するのに役立ちます。	<p>貴博物館は、短期および長期的に利用者および非利用者のコメントに対応し、これらを分析および評価して、サービスの改善を計画するためのプロセスを整備する必要があります。</p> <p>このようなプロセスが整備されているかの確認を求められます。</p> <p>この分析と評価が、将来計画または事業計画の関連分野に関する将来計画を導くのに役立つことを示す必要があります。</p>

利用者とその経験

独立博物館 - タイプ 1-2

我々は、博物館が、提供するサービスの利用者経験を評価し、利用者参加の障壁を見つけることを期待します。

結果を使用して、サービスを開発および改善する必要があります。このことは将来計画または事業計画において言及することが一番多いのです。

独立博物館 - タイプ 3

地方自治体博物館 - タイプ 1-3

大学博物館 - タイプ 1-3

国立博物館

国立様式博物館

来場者／利用者経験活動を評価するには、さまざまな分析ツールを含めるとともに、定量的アプローチと定性的アプローチを組み合わせる必要があります。

結果を使用して、サービスを開発および改善する必要があります。このことは将来計画または事業計画において言及することが一番多いのです。

我々が確認しようとしていること

- 収集された情報とデータをどのように評価・分析し、将来計画にそれを使用するのかについて確認します。
- この分析と評価が、博物館の規模と種類に対して十分に詳細されているかを確認します。

8.3 貴博物館の利用者の開発計画を持つこと

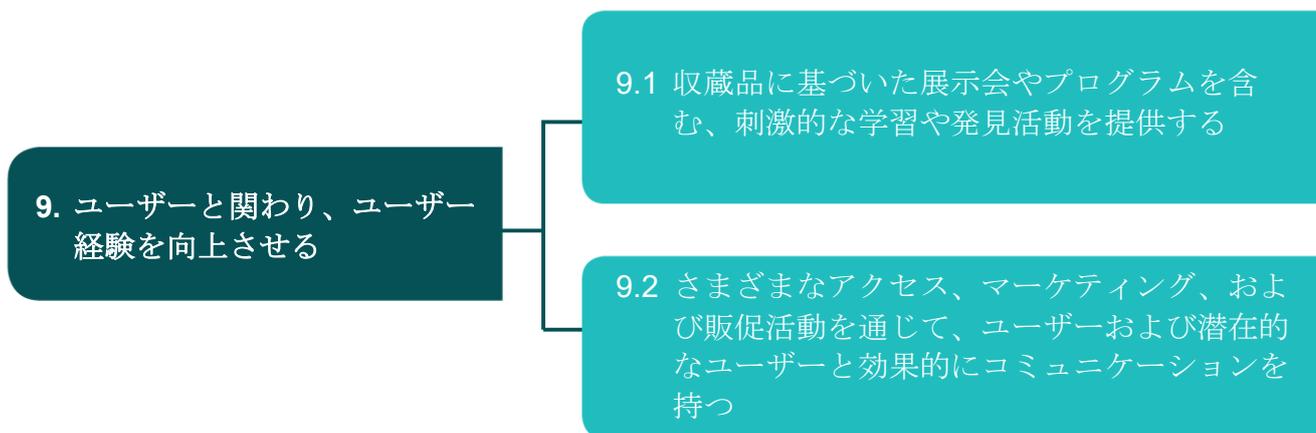
すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
8.3 貴博物館の利用者の開発計画を持つこと	さまざまな利用者の開発計画にすべてをまとめることで、組織の持続可能性と重要性を維持し、利用者のフィードバックに対応することができます。	<p>収集して評価した情報を使用して、利用者の範囲を広げ、実用的な場合は数を増やす計画策定について報告する必要があります。</p> <p>これらの計画は、将来計画／事業計画、または来場者開発計画などのより広範な戦略計画に含まれる場合があります。</p> <p>計画を提供する、または、利用者の範囲を広げる計画が将来計画または事業計画のどの領域、またはその他の関連する戦略計画文書に属するのかを示す必要があります。</p>

我々が確認しようとしていること

- 利用者と非利用者に対して、博物館の現在の提案や対策を広げるために講じた措置を確認します。
- 一部の潜在的な来場者が博物館を使用していない理由と、参加への障壁を取り除くために貴博物館が実施する計画について確認します。
- 来場者の参加を増やすための計画の成功をどのように判断するのかを確認します。

9 ユーザーと関わり、その経験を向上させる

基準を満たすには、以下のそれぞれを有することの証拠を提出する必要があります。



9.1 収蔵品に基づいた展示会やプログラムを含む、刺激的な学習や発見活動を提供する

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
9.1 収蔵品に基づいた展示会やプログラムを含む、刺激的な学習や発見活動を提供する	さまざまな学習と発見活動を行うことで、幅広い人々が博物館の収蔵品やプログラムに参加できるようになります。	<p>貴組織内に利用者の学習の役割について明確な理解があり、それが職員やボランティアに明確に伝えられ、理解されている必要があります。</p> <p>利用者に友好的で刺激的な学習環境を提供するとともに、講演、出版物、学習資源等、さまざまな方法で学習を支援しなければなりません。</p> <p>特別利益団体、地域コミュニティ団体、高等教育機関、成人学習等、パートナーと協力して、効果的な学習体験を促進する必要があります。</p> <p>学習と関与を支援するためにどのような活動を実施しているかを確認するように求められます。</p> <p>学習と関与に関する計画が将来計画または事業計画のどの領域に属するのかが示す必要があります。これは他の計画文書または支援文書に記載される場合もあります。</p> <p>VAQAS、VAQAS Cymru、VisitScotland 品質保証制度、Welcome Host 制度や類似の制度に参加することを選択した場合、これが計画された改善にどのように役立つかを教えてください。</p>

独立博物館 - タイプ 1

学習と関与に関する活動には、多くの場合、以下のいくつかが含まれます。

- 専門家による講義または講演のプログラム
- 団体、自己主導またはガイド付きツアー
- 自己主導の学習機会
- 学習を支援するための連携 - 基本的なレベルでは、これは地元の学校との令閥または地元のコミュニティ団体との連携である可能性があります。

独立博物館 - タイプ 2

学習と関与に関する活動には、多くの場合、以下のいくつかが含まれます。

- 教材を使用した正式な教育プログラム
- 専門家による講義または講演のプログラム
- 団体、自己主導またはガイド付きツアー
- 自己主導の学習機会
- 学習を支援するための連携 - 基本的なレベルでは、これは地元の学校との令閥または地元のコミュニティ団体との連携である可能性があります。

地方自治体博物館 - タイプ 1

学習と関与に関する活動には、多くの場合、以下のいくつかが含まれます。

- 専門家による講義または講演のプログラム
- 団体、自己主導またはガイド付きツアー
- 自己主導の学習機会
- 学習を支援するための連携 - 基本的なレベルでは、これは地元の学校との令閥または地元のコミュニティ団体との連携である可能性があります

独立博物館 - タイプ 3

地方自治体博物館 - タイプ 2-3

博物館は、学習グループ、主題専門家による講義と講演を支援するとともに、非公式な学習を含む、複数の教育および利用者団体向けの正式な学習機会を提供する必要があります。

さまざまな利用者団体に対して、さまざまな学習様式を取り入れた幅広い学習機会を提供している証拠があることを期待します。博物館で提供されるさまざまな学習に関連する学習を支援するために十分な連携がなければなりません。

団体のリーダーに対して来場者情報を利用できるようにしなければなりません。

大学博物館 - タイプ 1

大学内には、大学の職員や学生だけでなく、すべての潜在的な利用者に利用可能な、専任の主題専門家による講義や講演が含まれた正式な学習オファーがなければなりません。

学習機会をできるだけ幅広く提供できるように、大学は、学校の内外を問わず、さまざまな学術学校や学部、ならびにその他の学習提供者、主題専門家や学校と連携する必要があります。

大学博物館 - タイプ 2-3

さまざまな利用者団体に対して、さまざまな学習様式を取り入れた幅広い学習機会を提供している証拠があることを期待します。博物館において、従業員全体の学習支援を実施しなければなりません。

学習を担当する有給の職員が最低 1 人いなければなりません（同職員は兼任でもかまいません）。学習担当職員は上級管理職員であり、関連する従業員は定期的な研修を実施する必要があります。誘導は博物館での学習を特徴とすべきです。提出証拠には博物館内での学習を特徴とする必要があります。

博物館で提供されるさまざまな学習オファーに関連して、学習を支援する高度な幅広い連携がなければなりません。

団体のリーダーに対して来場者情報を利用できるようにしなければなりません。

利用者とその経験

国立博物館

国立様式博物館

さまざまな利用者団体に対して、さまざまな学習様式を取り入れた幅広い学習機会を提供している証拠があることを期待します。博物館において、従業員全体の学習支援を実施しなければなりません。

博物館には、上級管理職レベルやプロジェクトチームに、多数の学習職員がいなければなりません。学習を必要とする従業員に定期的な研修が利用可能であるほか、提出証拠には博物館内での学習を特徴とする必要があります。

博物館で提供されるさまざまな学習オファーに関連して、学習を支援する高度な幅広い連携がなければなりません。

団体のリーダーに対して来場者情報を利用できるようにしなければなりません。

博物館の展示方針のコピーを提出する必要があります。

利用者が利用できる研究と施設を伝える必要があります。

国立博物館および国立様式博物館は、何らかの形で利用者研究を公開する必要があります。過去 12 か月間に研究施設を使用した人数の内訳を提供する必要があります。

過去 3 年間に博物館が出版した学術作品の一覧を添付する必要があります。

公開したカタログのコピーを添付ファイルまたはウェブリンクとして提供する必要があります。

我々が確認しようとしていること

- 博物館が学習をどのように支援しているのか、そして、それが博物館の収蔵品の規模と範囲に適しているのかを確認します。
- 学習活動が博物館の目的と収蔵品を反映しているかを確認します。
- 学習資源がさまざまな学習嗜好を反映しているか、ならびに学習機会を開発するにあたり幅広い人々と相談しているかを確認します。
- 学習機会がそのように促進され、個人や団体の来場を容易にするためにどのような情報が利用可能なのかを、デジタルメディアと印刷メディアで確認します。

9.2 さまざまなアクセス、マーケティング、および販促活動を通じて、利用者および潜在的な利用者と効果的にコミュニケーションを持つ

すべての博物館		
標準を満たすために必要なこと	これが重要な理由	必要な証拠
<p>9.2 さまざまなアクセス、マーケティング、および販促活動を通じて、利用者および潜在的な利用者と効果的にコミュニケーションを持つ</p>	<p>利用者とコミュニケーションをとるための最良かつ最も効果的な方法を常に把握しておくことで、利用者は貴博物館と適切に関与することができます。</p> <p>有用で実用的な情報を含むアクセス情報をオンラインで公開することで、来場者は博物館にアクセス可能であり、どのようなものを期待できるかを知ることができます。</p>	<p>利用者が、博物館が提供するサービスへの情報に接するには、印刷媒体とウェブサイトなどのオンライン資源等、適切なさまざまな方法があります。</p> <p>場所、博物館への行き方、開館時間、現在の展示やプログラムの詳細や収蔵品へのアクセスを含む、便宜やサービスに関する情報を公開する必要があります。</p> <p>提供する情報には、エレベーターでの移動や英語以外の言語の使用など、追加的なアクセスの便宜を必要とする利用者に対してどのような設備を提供するかを含める必要があります。</p> <p>印刷媒体やオンライン資源に関して提供する情報を確認するよう求められます。</p> <p>この項では、支持文書をアップロードする、またはウェブサイトの上の関連ページへのリンクを提供するように求められます。マーケティングまたはコミュニケーションに関する計画がある場合は、それを含めることができます。その他の例としては、販促資料を示すチラシやポスターなどがあります。</p>

利用者とその経験

国立博物館

国立様式博物館

施設、マーケティングおよびコミュニケーションの質が博物館の規模に適切であり、国立の名前を反映していることのように保証するかを伝える必要があります。

我々が確認しようとしていること

- 博物館が定期的にかいている物理的な場所／空間／建物であり、収蔵品は少なくとも年間 20 日間公開されていることを確認するために、開館の取り決めに関する情報を求めます。
- オンラインおよび印刷媒体で提供される公開情報を確認します。
- 英語以外の言語を含む容易な形式で情報を提供しているかどうか、ウェブサイトが標準の容易な形式を満たしているかどうかを確認します。
- 来場者にアクセス情報を公開しているかを確認します。
- ウェブサイトの内容が最新であるかを確認します。
- なんらかの制限が設けられている場合、利用者が博物館の収蔵品にアクセスできるように、代替の手配が行われているかを確認します。
- 特定の問い合わせ専用の電話番号／電子メールアドレスがあるかを確認します。
- さまざまな潜在的な利用者団体に届けるために、さまざまな様式のコミュニケーションを使っているかを確認します。
- 博物館の名前が規模に適切であり、他の国立様式博物館に遜色ない設備の質を反映しているかを調べます。

オンライン申請または回答書式の最後に、過去数年間の重要な成果を共有するかどうかを尋ねられます。これは、評価者が認定授与委員会に対して重要な成功を特筆する一助となります。

申請書の評価方法

新規申請者

博物館が、認定の新規申請者である場合は、資格確認書に概略されている3年間の「認定に向けた取組み」期間内に申請書を提出する必要があります。

現場訪問を含め、認定基準に照らして認定の申請を評価します。

博物館が基準を満たしている場合、申請の評価は、認定授与の決定のために、認定合議体送到られます。これが初めての認定申請である場合、標準要件をすべて満たしていることを証明する必要があります。この制度への新規申請者は、「完全認定」のみを達成できます。「暫定認定」という資格は、授与されません。

基準を満たしていない場合は、評価者からフィードバックが届きます。これにより、満たされていない要件の概要がわかります。申請の続行を希望する場合は、まず、これらに取り組む必要があります。実施すべき作業量に応じて、新規申請を再開する必要があるかどうかを判断します。これを進めることができないと判断した場合は、その理由を説明し、「完全認定」の達成に必要な取り組みについて明確で支援的な指導を提供します。

博物館が認定の達成に全力で取り組む用意があり、評価者のフィードバックに対応できる場合は、「認定に向けた取組み」期間内であればいつでも修正申請書を提出できます。

認定回答

博物館が認定されたら、博物館がまだ基準を満たしているという証拠を提出する必要があります。これは認定回答と呼ばれます。これにより、我々に送った情報を検証するとともに、実施した変更について

我々に報告できます。

回答周期は5年ごとです。次回の回答時期は評価機関が発行する認定回答日程表で確認できます。提出期限の6か月前に、評価機関から案内状が届きます。

認定回答の検証日が近づくと、貴博物館の方針や計画が最新であること、認定基準を履行していること、ならびに問い合わせを受けた開発分野について最新情報を提供していることを確認する必要があります。これらの開発分野は、前回の決定書と案内状で強調されています。活動に遅れがあったり、中止されたり、見直しされていたりする場合は、進捗状況を簡単に報告してください。

回答提出期限

評価機関が認定回答日程表を公開しているので、貴博物館への案内状の日付と回答提出期限をオンラインで確認してください。前回の回答から多くのことが変わっている可能性があります。期限内に回答を完了するのが難しいと思われる場合は、期限内に連絡してもらえば、他の選択肢を検討することが可能です。

我々は、貴博物館に選択肢を提案し、次の措置について同意し、同意した延長を書面で確認します。期限を延長しても、それでも回答を提出できない場合は、我々は、いくつかの基本的な情報を求めるとともに、「暫定認定」への変更を勧告する場合があります。これが終了しても、貴博物館が完全な回答を提出することを期待します。

合意された期限までに回答を提出せず、しかも連絡がない場合、貴博物館の「認定」の地位を変更または取り消す場合があります。

評価過程

申請書（または回答書）を提出したら：

- 評価者は、まず机上評価を行います。これには、追加情報の要求が含まれる場合があります
- これには、オンライン書式としてはアップロードされていないが、要求に応じて利用可能な文書が含まれる場合があります。これにはまた、保全方針などの法定要件または法的要件に関する文書がさらに含まれる場合もあります。
- 貴博物館を評価する際に、評価者は、他の関連する顧問官の知識を求めたり、彼らと議論して意見を求めたりする場合があります。
- 貴博物館が新規の申請者である場合、我々は、評価の一環として、貴博物館を訪問します。我々は、前回の完全な評価以来、博物館で重大な進展があった場合や、何年も訪問していない場合等、評価の一環として訪問することがあります。各評価組織には、独自の訪問プログラムがあります。
- 我々はまた、回答を提出する博物館を一つのサンプルとして訪問します。訪問計画に関する詳細は、認定評価機関のウェブサイトにあります。
- 評価が完了すると、イングランド芸術評議会の認定調停者に送られます。これは一貫性の確認であり、品質保証過程の一部です。この段階で追加情報を求める場合があります。これは最終確認であり、貴博物館が認定合議体に向けられる予定であることを確認します。
- 必要なすべての書類と証拠を提出したかどうかによって、評価過程が完了するまでに最大6か月かかる場合があります。最後の段階は、予定されている認定合議体で貴博物館の評価を行い、最終的な認定決定を行います。

評価の種類

評価の種類	詳細
資格審査質問書	博物館に申請資格があるかどうかを確認するためのもので、確認された場合、「認定に向けた取組み」ができます。
新規申請	不参加期間の後、または意図的な不履行による5年間の認定決定取り消し期間後の初めての認定制度への申請であり、貴博物館に認定の地位を与えるかを決定するためのもの。
認定回答	我々は、すべての認定博物館に対して、少なくとも5年ごとに、認定基準をどのように満たしているかについて、最新情報を提供するように求めます。最新情報の提供を求める理由は、博物館がどのように収蔵品を適切に管理し、来場者と関わり合い、適切に運営されているかを示す合意基準です。我々はこの情報を使用して、「認定制度」の目的と基準要件をまだ満たしているかどうかを確認します。決定合議体に従って、認定資格を保持しているかどうかを確認します。
暫定検証評価	暫定資格を授与され、合意された期間内に対処するための必要な行動をとっています。これらを完了すると、我々は貴博物館を再度評価し、それを認定合議体に戻し、認定を決定します。
重大な変更の検証	貴博物館が、基準履行に影響を与える得る重大な変更を実施している、または予定している場合、最新情報の提供を求めます。我々はこの情報を使って、判断を認定合議体にゆだね、認定の是非を決定します。
履行検証	貴博物館が、認定需要期間中に、「認定制度」の目的や基準の要件、または同制度の条件を継続的に満たしているかを決定するためのものです。

誰が認定の決定を行うのか

「英国博物館認定委員会」は、認定地位の授与と取り消しに関するすべての決定を下します。委員会の小委員会グループが、申請と回答に関するすべての決定を行う合議体を形成します。「英国博物館認定委員会」は、「英国認定パートナーシップ」によって採用および選択され、「イングランド芸術評議会」によって正式に任命されます。委員会の目的は、英国の博物館やギャラリーの「認定制度」の効果的かつ一

貫した運営を監督することです。委員会は、博物館とギャラリーの認定制度の監督にあたり、英国の博物館部門の代表として機能します。

認定決定は、品質評価段階での個々の評価者または認定調節者によって行われるものではありません。

合議体はどのような決定をするのか

認定状況	意味	シナリオ
完全認定	貴博物館が認定基準をどのように満たすとともに、開発のあらゆる分野に積極的に取り組んでいることを示しています。	
暫定認定	<p>貴博物館は認定基準の大部分を満たしているも、すべての要件を満たすことができていません。設定された制限時間内で、未解決の必要な行動に積極的に取り組んでいます。</p> <p>これらの必要な行動が満足いく形で完了すると、「完全認定地位」授与の勧告と共に、判断を認定合議体に戻します。</p> <p>同制度の新規申請者である博物館はこの認定の決定の対象となりません。</p> <p>暫定的に認定されている場合、認定資格を保持します。</p>	大規模な再開発を行っている場合や組織の変更を実施している場合、これは一般的な結果です。

次のステップ

認定状況	意味	シナリオ
決定延長	合議体が認定決定を行う前に追加情報を求めています。	
認定取り消し	<p>貴博物館はもはや認定博物館ではありません。</p> <p>博物館の認定が取り消された場合、その理由を伝えるだけでなく、適切な支援と手引きを知らせます。</p> <p>制度からの取り消しは、博物館が除外および排斥されるのと同じではありません。</p>	<p>博物館が、制度への参加を継続することが適切でない場合、いくつかの理由があります。</p> <p>閉鎖：収蔵品が他の場所に移管された。</p> <p>機能変更：博物館ではなくなり、参加資格がなくなった。</p> <p>深刻な災害：例えば、壊滅的な火災で、博物館として継続する立場ではなくなった。</p> <p>合併：すでにこの制度に参加している同様の目的を提供する別の組織と合併した。</p> <p>能力：基準を満たすことができず、完全な地位に進むための措置を講じていない。</p> <p>撤退：自発的に撤退することを選択したため、貴博物館の指示に従って制度から除外した。</p> <p>回答の非提出：認定について貴組織に必要な情報を合理的に要請したが、評価機関に回答を迅速に提出しなかった。</p> <p>条件履行違反：認定基準である「英国の博物館やギャラリーの認定制度」の条件を満たしていない。</p>

次のステップ

認定状況	意味	シナリオ
故意の不履行による除外・排斥	<p>この決定は、博物館またはその運営母体が、基準に違反することにより、制度の共有された倫理的根拠に反する不可逆的な決定または行動をとった場合に適用されます。認定合議体は、評価者からの除外／排斥勧告を受領後にこの決定に合意したことになります。</p> <p>除外された博物館は、合議体の決定発効日から最低 5 年間は認定審査の対象になりません。</p> <p>除外された博物館は、違反による除外から 5 年経過すれば、関連する評価機関に対して審査資格の検討を申請することができます。</p> <p>制度の単数または複数の要件に故意に継続して違反する博物館には、再申請する資格がありません。再度申請する場合は、過去 5 年間、基準を履行したこと、および以前の基準不履行の問題は、適切に修正された履行方針、計画および手順によって解決したことを証明しなければなりません。</p>	博物館の収蔵品の非倫理的な販売など、非倫理的な行為を行った。

審査期間

我々が目指す評価過程期間は申請の提出から 6 か月です。申請書が完全でなく、評価に必要なものがすべて揃っていない場合は、さらに時間がかかる可能性があります。貴博物館を訪問することもありますので、その場合は、この日程について合意します。適切な合議体に対して、訪問日程を連絡し、評価者がすべての準備が整ったときに通知し、この日付を確認します。

認定発効日は、公式統計の公開日にリンクしている認定合議体の日付の 2 週間後です。

議事録が承認され次第、遅くとも合議体会議の 2 週間以内に、合議体の決定を正式に通知します。

認定状

審査結果通知書には、決定合議体によって合意された勧告が記載されています。合議体が「完全認定」を授与した場合には、認定証明書を送ります。

また、認定条件のコピーが送られますので、これらの条件への同意を確認する必要があります。

認定の継続期間

「完全認定」の有効期間は 5 年間、同期間後に、評価の回答申請書を提出するよう求められます。

「暫定認定」を保持している博物館は、合意した制限時間内（通常、12 か月の短期期限）に特定の必要な行動に対処する必要があるため、公開されている回答周期の対象ではありません。

「暫定認定」の有効期間は 12 か月間です。貴博物館に対して必要な作業を設定した場合、「完全認定」を達成する前に、対処すべき未解決の領域があることを意味します。これらは、期限が短い優先順位の高い作業です。

まる 12 か月よりも早く懸案の作業に対処できれば、これにこしたことはありません。用意でき次第、申請書を提出できます。

暫定認定という地位が、大規模な物理的再開発やガバナンスの変更などの同じ理由で、最初の 12 か月後に再度、与えられる場合があります。

博物館が暫定認定を受けた最初の問題を解決した場合、評価において、新規の異なる問題が特定される状況が考えられます。このような場合、この新規の異なる問題を理由として、博物館が再び 12 か月間の暫定認定を受ける可能性があります。

認定取得後のプロモーション

認定を通知する結果通知書を受け取ったら、その成果をどのように公表するかは博物館次第です。我々は、みなさんのサクセスストーリーを喜びたいと思いますので、良ければ、写真や、切り抜き、ツイートを共有してください。

認定ロゴ（英語、ウェールズ語、スコットランドのゲール語のロゴを含む）および博物館認定制度のブランドガイドラインのコピーは、宣伝資料上やウェブ Web サイトで使用するために、認定授与機関から入手できます。

「芸術評議会のウェブサイト上に、認定博物館の最新リストと各合議後の統計報告書を公開しています。

重要な変更がある場合の措置

博物館の基準の履行に影響を与える可能性のある重大な変更がある、または変化が予想される場合は、関連する評価機関にその旨を通知する必要があります。次の回答期限まで待たないで、すぐに我々と連絡を取ってください。我々の役目は次のステップについて支援し、助言を提供することですので、躊躇しないで連絡してください。公衆へのサービスに影響を与える可能性のある重要な要因について教えてください。重要な変更と見なされる可能性のある状況（すべてではありません）には以下があります。

- 短期的な計画外の従業員の変更／課題
- 計画外の博物館閉鎖
- 長期的な従業員のリストラ
- 大規模な資本開発
- ガバナンスの変更
- 組織の状況、所有権、または定款の変更
- 収蔵品からアイテムを販売する提案
- 博物館が、管理、清算、管財人管理下、解散に入る場合、または、スコットランドでは、組織が差し押さえられる場合。

このような状況下では、我々は、通常、簡単な要約報告書などの追加情報を求めます。回答期限がまじかに迫っているなら、これを次の回答に含める、または、「重要な変更」に関する中間検証を実施する必要がある場合は、合議体に早めに送る可能性もあります。多くの場合、変更に取り組んでいる間は、暫定認定への変更を勧めます。全体として、我々の目的は、貴博物館が最善の結果を達成することであり、そのためにこの制度を通して支援を提供することにあります。我々には柔軟性がありますので、貴博物館に問題があったり、何をすべきかわからない場合は、次のステップや適切な手引きと支援を示したりすることができます。

通常、以下の情報を提供するように求めます。

- 簡単な状況報告書
- 現在の将来計画文書のコピー（または状況の確認）
- 現在の収蔵品開発方針のコピー（または状況の確認）
- 緊急計画が最後に検証された日付
- 最新のセキュリティ検証の日付

再開発が行われ、6 か月以上一般公開されていない博物館は、重要な変更評価として検証されるとともに、認定合議体で検討され、通常は「暫定認定」の地位が与えられます。

金銭的な理由による処分

金銭的な理由による処分は、不適切な売却に付随する個々の博物館、より幅広い部門、そして制度全体に対する評判上のリスクにより、認定博物館にとって重要な変化と見なされます。

金銭的な理由による売却、または売却による処分を検討している認定博物館は、金銭的な理由によるものと捉えられことになり、承認された認定準拠の収

藏品開発方針および「2014年博物館協会処分ツールキット」に規定のプロセスに従う必要があります。貴博物館の運営母体が、金銭的な理由による処分を検討している場合、関連する評価機関に助言を求める必要があります。

共催をしている博物館

認定に参加しているまたは認定申請を希望する博物館が、別の博物館の敷地内で共催をしている場合、およびサービスおよび／または責任について共有の合意が存在する場合、主催となる博物館は本制

度の一部となり、認定状を保持することが期待されます。しかし、合議体が、主催者である博物館を本制度から外す場合、共催者の組織の継続的な本制度の履行について確認します。

参加の継続を望まない場合の対処

本制度から脱退する場合は、貴認定評価機関に連絡してください。我々は助言や助言を提供する一方で、フィードバックを歓迎します。退会することを選択した場合は、この要望が運営母体によって承認されたことを示す書面による決定の確認を求めます。我々はまた、脱退を決定した理由を説明する簡単な状況の最新情報を尋ねます。収藏品や施設にリスクがあるか知らせてください。

貴運営母体が複数の認定博物館を管理し、一つの博物館を閉鎖する場合、閉鎖された博物館の収藏品は引き続き基準に沿って管理および手入れされることを期待します。

要望を合議体に届け、本制度から貴博物館を正式に除外するとともに、この結果を書面で確認します。

後日、認定の申請を再度決定した場合は、資格審査質問書に記入することから開始する必要があります。

規約

博物館が、認定期間中、「認定基準」を維持できることが重要であるだけでなく、「英国の博物館とギャラリーの認定制度」の条件である「認定基準」を遵守する必要があることを認識している必要があります。これらの条件に記載されている状況のいずれかが発生した、または発生する可能性がある場合は、すぐに評価機関に連絡してください。

本制度に参加するための規約のコピーは、オンラインシステム上に申請書または書式をアップロードするときの宣言の一部を形成します。また、認定証明書と認定通知書と一緒に同コピーを一通送りますので、貴博物館は認定に同意する必要があります。

フィードバックと苦情

認定制度を継続的に向上させるとともに、貴博物館が経験する可能性のある問題解決の一助を提供するために、フィードバックを歓迎します。コメントや提案があれば、認定評価機関に送ってください。

受けたサービスに満足できない場合、苦情手順が利用可能です。ここでは、苦情や正式な苦情の対象と

なる事柄に対処するための正式な手順が説明されています。正式な苦情を申し立てる前に、まず博物館のある国の適切なパートナーに連絡して、懸念に対処できるかどうかを確認することを勧めします。

情報の自由とデータの保護

我々は、可能な限りオープンであろうと尽力しています。これには、認定申請および回答に関する評価と決定の方法、ならびに申請書式や提出されるその他の文書の使用方法を明確にすることが含まれます。

意思決定経過に支障をきたす可能性があるため、評価期間中は申請に関する情報を一切公開しません。我々は、申請を評価するために、認定評価機関の代理を務める外部の評価者や、認定指導員および博物館開発プロバイダーと認定アドバイザーと情報を共有し、評価期間中の適切な助言や支援とします。結論が出たら、彼らに対象の申請についての結果や、場合によっては、申請却下の理由を報告します。

一連の過程が完了すると、すべての合格者の公開リストに貴博物館が追加されます。データの使用の詳細については、関連する評価機関にお問い合わせください。

検証

手引書は、最新かつ適切な状態を維持するために、定期的に(通常は毎年)検証および再発行されます。



MUSEUM
ACCREDITATION



Llywodraeth Cymru
Welsh Government

